



2018年9月12日

福井県知事 西川一誠 殿

部落解放同盟福井県連合会



人権問題についての懇談会の申し入れ

貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

常日頃より、部落問題・人権問題について県民の意識向上に鋭意ご努力賜り深く敬意を表する次第であります

さて、一昨年12月に「部落差別解消推進法」が制定され、部落差別、人権問題に関わる様々な課題解決に向け、この法律を具体化させる取り組みを進めてきました。

しかしながら、法制定後も差別事件が多発しております。行政へ部落の所在地の問い合わせの電話、インターネット上での差別書き込みなど、厳しい部落差別の実態が存在しています。

福井県におきましても、における差別事件に関わる課題、県内各自治体の人権教育、啓発推進の取り組みについて等、課題が山積しております。

つきましては、下記の日程で懇談会を開催したいと存じます。

公私とも、ご多忙の折とは存じますが宜しくお願いします。

記

日時 2018年11月12日(月) 午後1時00分より

場所 福井県立図書学習センター [小浜市]

懇談内容は別紙

解放同盟県連出席者 30名

以上

2018年度 部落問題解決に向けた福井県への要求事項

2018年11月12日

部落解放同盟福井県連合会

1 部落差別解消推進法に基づく取組みの具体化について

部落問題の解消に向けた取り組みを推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることの規定を定めた「部落差別解消推進法」が一昨年12月に施行されたが、取組みの具体策について県の考えを明らかにされたい。また県内全市町の条例制定を目指した指導等にも取り組まされたい。

2 人権教育・啓発の推進について

- ① 人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、また部落差別解消推進法においては、部落差別の解消のため、必要な人権教育を行うものとされており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。全市町の2018年度の人権施策推進計画に基づく実施具体内容を公表されたい。併せて、部落差別問題を取り上げた啓発活動の事例の少なさ（形骸化の危惧）を指摘しているが、その対策と今後の指導について県の考えを明らかにされたい。
- ② 各市町及び県で構成する人権啓発・教育連絡協議会の活動内容と成果を明らかにされたい。
- ③ 県人権センター2017年度の活動内容や相談件数など実績を明らかにされたい。また人権問題や部落差別問題などの啓発事業について地域福祉課との連携はどのように行われているのか。
- ④ 学校（義務・高校）における人権教育の内容（2018年度年間実施計画）を明らかにされたい。また人権教育の授業実践例、部落差別問題に関わる実践例、嶺北地域のものを含め示されたい（5～6事例）

3 県における差別事件について

- ① 差別発言事件は、今日まで人権教育・啓発等施策がほとんど取り組まれてこなかった結果である。今後、この問題の解決に向けて取り組むべき課題は多岐にわたる。一昨年来、県の後押しもあってにおいて人権啓発の推進体制の整備がなされ、具体的な活動に向けたスタートが切られている。今後実践を通じた課題対応や改善への主体的な取組みが推進さ

れるよう、県はこれまで以上に強い指導性を発揮し、連携した取り組みを進められたい。

- ・ での実行力ある人権啓発推進体制の整備～実践の取り組み～推進体制の確立
- ・ 学校での人権教育の充実
- ・ 企業内での人権啓発の推進

以上について の具体的な取り組み方針と県の関わりを明らかにされたい。

- ② 福井県及び の取り組みの経過を明らかにされたい。(H29 年度年間実施報告 H30 年度年間計画の提出)

4 公正採用問題について

- ① 平成29年度の不適切事象の件数並びに、それに伴う労働局など関係機関が行なう違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。(公正採用指導員の活動内容含む) 併せて不適切事象の起こる要因と対策など分析結果を公表されたい。
- ② 県内で公正採用選考人権啓発推進員を置いている企業数を明らかにされたい。また設置されていない企業への対策は。

5 身元調査問題について

差別身元調査につながる戸籍等の不正取得を防止するための「本人通知制度」の実施は全国的に広がっている。一日も早い本人通知制度(事前登録型)の導入と相談体制の確立が求められる。福井県内自治体も積極的に取り組まれるよう県は指導されたい。(昨年度の回答で県は市町に対して導入の検討を依頼されているが、その後どのように進展しているのか。市町村の裁量にどのように働きかけられるのか具体的な県の考えを明らかにされたい。H29.4.1より高浜町での施行がスタートしているが、その内容と課題について明らかにされたい。)

6. 人権意識調査の結果分析と活用（施策への反映）について

部落差別解消推進法の制定を受けて、県独自の取組みが求められている（方針と実践）。県が27年度に実施された人権意識調査の分析結果を含め、今後の課題と施策への反映など対応策について明らかにされたい。

7. [] の開発事業について

[] 整備はどうなっていますか。（昨年 of 回答以降の進捗について）

8. [] の解消に向けた抜本的対策について

[]、これら3ヶ所の問題点は冬期の北からの強い波浪に関係しており、総合的に捉えた対策が急務である。問題改善のため一昨年来消波ブロックの設置を要望しているが、地元の意向を尊重した回答は得られていない。先般、[]よりこの問題について陳情書が出されているが、これは区民の総意であり真摯に取り上げていただきたい。

部落問題解決に向けた要求事項・回答

平成30年11月12日

要 求 事 項	回 答
1 部落差別解消推進法に基づく取り組みの具体化について 部落差別の解消に向けた取り組みを推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることの規定を定めた「部落差別解消推進法」が一昨年12月に施行されたが、取り組みの具体策について県の考えを明らかにされたい。また県内全市町の条例制定を目指した指導等にも取り組まれない。	(地域福祉課) 平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」は、現在もなお部落差別が存在することを認めた上で、国や自治体の相談体制の充実、教育・啓発、実態調査の実施などを盛り込んだ内容となっている。 県では、部落差別の解消について、従前から人権教育指導者研修会、人権啓発講演と映画の会などの研修会、講演会、セミナーなど啓発活動に努めており、今後も法律の内容等も含めて、啓発を行っていく。 なお、条例制定に関しその内容等について県内市町で情報を共有するため、県市町人権教育啓発連絡協議会などで全国の先進事例についての研修会を行う。 ＜H29の取り組み＞ ○同和（部落差別）問題をテーマにしたセミナー、研修会の実施 ・平成29年10月 人権啓発講演と映画の会（嶺南会場） 参加者：182名 ・平成30年2月 人権啓発セミナーの開催 参加者：189名 ・平成30年3月 人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会 参加者：111名 ※ワークショップ方式で実施 ○同和（部落差別）問題をテーマにした職員研修の実施 - 自治研修所が行う新規採用職員研修、35歳研修、県職員向け管理職研修（課長、参事、課長補佐）で講習 ○チラシの配布による啓発活動 - 県で作成した同和（部落差別）問題を含む人権啓発チラシを県や市町のイベントで配布 ＜H30の取り組み＞ ○同和（部落差別）問題をテーマにしたセミナー、研修会を3回実施予定（嶺南2回、嶺北1回） ○同和（部落差別）問題をテーマにした職員研修の拡充 - 従来の研修に加え、新たに県全ての所属長が参加する管理者会議および市町職員向け管理職研修での講話を実施 ○チラシの配布による啓発活動 - 部落差別解消推進法をテーマにした啓発チラシを県や市町のイベントで配布 (提出資料1「部落差別解消推進法の啓発チラシ」)

要 求 事 項	回 答
2 人権教育・啓発の推進について ① 「人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、また部落差別解消推進法においては、部落差別の解消のため、必要な人権教育を行うものとされており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。全市町の2018年度の人権施策推進計画に基づく実施具体内容を公表されたい。併せて、部落差別問題を取り上げた啓発活動の事例の少なさ（形骸化の危惧）を指摘しているが、その対策と今後の指導について県の考えを明らかにされたい。	(地域福祉課、生涯学習・文化財課) 同和（部落差別）問題に関する偏見や差別のない社会を実現するためには、教育および啓発を効果的に進めていくことが極めて重要であると考えている。 これまで、全市町が同和（部落差別）問題に関する取組みを計画に盛り込むよう指導してきており、平成27年度からは、全市町において、市町が主体となった同和（部落差別）問題の啓発に関する取組みが行われ、平成30年度も計画に盛り込まれている。 また、平成27年8月に県市町の人権啓発部門で発足し、平成29年5月に教育部門も参画し拡大した「県市町人権教育啓発連絡協議会」を活用し、全国の施策の状況を紹介するとともに、同和（部落差別）問題の効果的な啓発を促していく。 今後とも、県・県教育委員会は、市町等とも連携をとり、同和（部落差別）問題について正しい理解と認識を深めるために、さらに充実した取組みを進めていく。 (提出資料2-1「平成30年度事業実施計画（各事業主体分）」)

要 求 事 項	回 答
2 人権教育・啓発の推進について ② 各市町及び県で構成する人権啓発・教育連絡協議会の活動内容と成果を明らかにされたい。	(地域福祉課) 【平成28年度】 ○第1回会議(5月) ・各県市町事業(平成28年度計画)の情報交換 ・共同事業協議(人権週間(12月4日～10日)における県市町図書館での人権図書コーナーの設置) ・事例研究(テーマ:「 における人権啓発」発表者:) ○共同事業実施 設置図書館: 27館(全県市町参加)、PR図書数: 延べ約1,000冊、期間: 11/22～12/28 ○第2回会議(2月) ・各県市町事業の実績および平成29年度計画 ・共同事業の実績報告(県市町図書館での人権図書コーナーの設置) 【平成29年度】 ○第1回会議(5月) ・協議会設置要綱の改正(県市町の教育部門の参画) ・各県市町事業(平成29年度計画)の情報交換 ・共同事業協議(人権週間(12月4日～10日)における県市町図書館での人権図書コーナーの設置 県市町人権啓発事業概要パネル作成※人権フェスティバルで掲示予定) ・研究会(人権センターが所有する同和問題に関するDVDの紹介、上映) ○共同事業実施 設置図書館: 32館(全県市町参加)、PR図書数: 延べ約1,000冊、期間: 11/17～12/27 県市町人権啓発事業概要パネル作成展示 人権フェスティバル(H29. 11. 5)で掲示 ○第2回会議(2月) ・各県市町事業の実績および平成30年度計画 ・共同事業の実績報告(県市町図書館での人権図書コーナーの設置) 【平成30年度】 ○第1回会議(5月) ・各県市町事業(平成30年度計画)の情報交換 ・共同事業協議(県市町図書館での人権図書コーナーの設置、啓発しおり配布 県市町人権啓発事業概要パネル作成) ・研究会(人権センター相談員によるLGBTの講義) (【提出資料2-2】福井県市町人権教育・啓発連絡協議会設置要綱)

要 求 事 項	回 答
2 人権教育・啓発の推進について	(地域福祉課) 県人権センターは、人権相談に関する総合窓口として、県地域福祉課人権室と連携して県民からの人権相談に応じるほか、職員が講師となり、県民、企業等に対する人権教育・啓発を推進している。 具体的な活動内容については、次のとおりである。
③ 県人権センター2017 年度の活動内容や相談件数など実績を明らかにされたい。また人権問題や部落差別問題などの啓発事業について地域福祉課との連携はどのように行われているのか。	(1) 人権相談事業 相談員による一般相談、弁護士による特別相談、嶺南地域への移動相談 ・一般相談 開館日：火～金曜日 9時～17時（アオッサ7階人権センター内） 第2・4日曜日およびその前日 9時～17時 相談件数 205件（うち、部落差別関係3件） ※平成30年9月末現在、相談件数117件（うち、部落差別関係0件） ・特別相談 毎月第3木曜日 13時～16時（アオッサ7階人権センター内） 相談件数 8件 ・移動相談 偶数月第2金曜日 13時～16時（ ) 相談件数 0件 ※平成30年度から 奇数月第3金曜日 13時～16時（ ) 相談件数 0件 ※平成30年度から 
	(2) 人権意識の普及啓発・研修における講師派遣回数 民間企業等 10回〔うち部落差別問題含む3回〕（受講者 723人） 自治研修所、市町、学校関係 25回〔うち部落差別問題含む24回〕（受講者 1,600人）
	(3) 情報の提供 所有数 DVD・VHS 379本〔うち部落差別問題含む130本〕 書 籍 1171冊〔うち部落差別問題含む283冊〕 貸出数 DVD・VHS 196本〔うち部落差別問題含む92本〕 書 籍 29冊〔うち部落差別問題含む16冊〕
	(実績は、2017(平成29)年度)

要 求 事 項	回 答
2 人権教育・啓発の推進について ④ 学校（義務・高校）における人権教育の内容（2018年度 年間実施計画）を明らかにされたい。また人権教育の授業実践例、部落差別問題に関わる実践例、 のものを含め示されたい。（5～6 事例）	（高校教育課、義務教育課） 県内の公立の小・中学校および高校ならびに特別支援学校では、スクールプランの中に人権教育を重要な柱として位置づけている。人権教育全体計画および推進計画をはじめ、人権教育年間指導計画に基づいて、各教科、特別の教科である道徳（以下「道徳科」）、特別活動等を中心に学習を進めている。小中学校においては、教科では社会科を中心に、身分制度の廃止ならびに解放令の布告から全国水平社の結成に至る経緯、人権の尊重や日本社会の課題について学習している。道徳科では様々な人権教材を題材に、自分の考え方を深めるとともに正義の大切さを考え、差別や偏見に対しての実践力を養う学習を進めている。特別活動では、学級づくりや、人権週間を中心に体験活動や日常生活の振り返り等を通して、人権感覚を高めている。 高校では、現代社会や日本史をはじめ、国語、英語、家庭科、情報科等の授業には人権問題を題材とした教材があり、これらの学習を通して理解を深めている。また、ホームルーム活動や学校行事等における集団活動を通して人権感覚を涵養している。 教育振興基本計画に基づき、県内の公立の小・中学校および高校ならびに特別支援学校の全校長を対象とした人権教育研修会を福井・高志、奥越・坂井、嶺南の三会場で実施している。各学校においては、教職員一丸となって人権教育に取り組むよう、学校長にはリーダーシップの発揮が求められるところであり、こうした役割を踏まえ、管理職の人権および人権教育への識見が高められるよう、研修の機会の確保とその充実を求めることを目的とし、実施していくこととしている。 〔 提出資料 2－3 「人権教育年間指導計画」 提出資料 2－4 「人権教育授業実践例」 〕

要 求 事 項	回 答
3 〇〇における差別事件について ① 〇〇は、今日まで〇〇人権教育・啓発等施策がほとんど取り組まれてこなかった結果である。今後、〇〇この問題解決に向けて取り組む課題は多岐にわたる。一昨年来、県の後押しもあって〇〇において人権啓発の推進体制の整備がなされ、具体的な活動に向けたスタートが切られている。今後実践を通じた課題対応や改善への主体的な取り組みが推進されるよう、県はこれまで以上に強い指導性を発揮し、〇〇連携した取り組みを進められたい。 ・ 〇〇での実行力のある人権啓発推進体制の整備～実践の取り組み～推進体制の確立 ・ 学校での人権教育の充実 ・ 企業内での人権啓発の推進 以上について〇〇の具体的な取り組み方針と県の関わりを明らかにされたい。	(地域福祉課) 〇〇では、平成 27 年 10 月に「〇〇人権施策推進本部」を設置し、近年の人権を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成 28 年度から人権施策基本方針の修正作業を進めていたが、平成 29 年 9 月 28 日に本部会議を開いて決定した。 なお別途、部落差別解消推進法に基づく施策の計画を平成 30 年 5 月 17 日に定めたところであり、今年度も昨年度に引き続き各課に人権啓発推進員を置き、各所属における人権施策を推進している。 また、平成 30 年 4 月から〇〇である〇〇の合計 2 名に増員し、地区内での人権施策を推進している。 (義務教育課、高校教育課) 〇〇では従来から各学校において作成した人権教育全体計画、人権教育年間指導計画に基づき、系統的・計画的に取り組んでいる。〇〇教育振興基本計画にも、「自他を思いやる心や規範意識の育成」を基本施策に掲げ、12 月の人権週間をもとより、家庭や地域との連携を図りながら道德教育の充実を図っている。 〇〇に小中一貫教育を進めており、小中学校の教員の協働によって作成した小中一貫カリキュラムにおいて、9 年間を見通した人権教育を推進している。小学 6 年生の社会科では、江戸時代の身分制度や大正時代の「水平社」運動についての学習も行い、中学 2 年生においてもより深い学びを進めている。児童生徒が「高い規範意識」を持ち、集団生活の中で自他を大切にする行動ができる力を育成するため、弁護士や大学の教授等を招いて指導を受け、合理的な解決方法を考える授業などの「法教育」も実践してきた。 また、〇〇にゆかりのある先人からよりよい生き方を学ぶ「ふるさと教材」では「道德の時間」を中心に、思いやりや助け合いの心、そして公平・公正さについて学習している。 さらに、本年度は新採用教員を対象に、〇〇を講師として同和（部落差別）教育に関する研修を実施するなど、教職員の十分な理解の中で、人権教育が深められるよう教職員の資質向上にも努めている。 (地域福祉課) 企業を対象にした部落差別問題に関する啓発としては、平成 29 年 10 月 3 日に「人権啓発講演と映画の会」（県、〇〇と共催）および平成 30 年 3 月 20 日に「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」（県、〇〇と共催）を開催している。 平成 30 年 4 月に、部落解放同盟・〇〇・県の三者の意見交換会を開催し、〇〇の取り組みについて、解放同盟から意見をいただいております。今後もその実現に向けて〇〇とともに取り組んでいきたい。

要 求 事 項	回 答
3 〇〇における差別事件について ② 福井県及び〇〇の取組みの経過を明らかにされたい。(H29 年度年間実施報告 H30 年度年間計画の提出)	(地域福祉課) 昨年度、県と〇〇の共催により、部落差別問題を取り上げた「人権啓発講演と映画の会」(平成 29 年 10 月 3 日)および「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」(平成 30 年 3 月 20 日)を開催した。(いずれも〇〇) 今年度は、10 月 24 日に「人権啓発講演と映画の会」において、部落解放同盟鳥取県連合会 西部地区協議会 女性部部長 坂田かおり先生による「いのち・語り・つながる同和教育」と題した講演会を開催し、〇〇からは管理職を中心に職員が多数参加した。平成 31 年 3 月には「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」を、部落差別問題をテーマに実施する予定である。(いずれも敦賀市内) また、〇〇は昨年度、〇〇(平成 29 年 9 月 6 日、平成 30 年 1 月 10 日、26 日)、や〇〇(平成 29 年 11 月 29 日)を実施するほか、〇〇(平成 29 年 9 月 4 日)や〇〇(平成 29 年 12 月 4 日)において、部落差別問題啓発に関するチラシを配布し、公民館では部落差別問題等に関するパンフレットの配布や、部落差別問題などの人権啓発のパネル展を公民館持ち回りで開催するなど、啓発活動に取り組んだ。 今年度は上記に加え、〇〇(平成 30 年 5 月 29 日)、〇〇(平成 30 年 7 月 3 日)を行うほか、〇〇において、県人権センター職員による移動相談(偶数月)を実施している。 提出資料 3 「平成 29 年度実績(福井県分、〇〇分)」 「平成 30 年度事業実施計画(福井県分・〇〇分)」

要 求 事 項	回 答
4 公正採用問題について ① 平成29年度の不適切事象の件数並びに、それに伴う労働局など関係機関が行なう違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。(公正採用指導員の活動内容含む)併せて不適切事象の起こる要因と対策など分析結果を公表されたい。 ② 県内で公正採用選考人権啓発推進員を置いている企業数を明らかにされたい。また設置されていない企業への対策は。	(労働政策課) 採用面接等において不適切な事象があったと平成29年度に報告があった件数は43件で、前年度に比べて1件減少した。該当する事業所も37事業所と、前年度に比べ2事業所減少した。不適切な事象があったと高校生から指摘があった企業に対しては、福井労働局に確認や指導、啓発をお願いしている。 なお、違反件数43件のうち、不採用件数は5件であった。 県では、企業向けに啓発用のリーフレットを作成し、5月31日・6月1日の人権教育指導者研修会等において、事業所の人事担当者に配布し、公正な採用選考を行うよう要請している。また、企業の採用担当者が集まるセミナー等において、公正採用選考の遵守を求めている。さらに、県が主催する合同企業説明会の出展については、公正採用セミナーの出席を必須要件としている。 採用面接について不適切な事象が減少したことは、公正採用選考に関する取組みの結果、企業採用担当者の認識が向上している良い影響と考えている。一方で、該当する事業所が37事業所あるという事実を真摯に受け止め、今後も、公正採用選考を徹底するよう企業に対して働きかけてまいりたい。 福井労働局の調べによると、福井労働局管内で公正採用選考人権啓発推進員を設置しているのは、1,691事業所と、95事業所増加している。 設置されていない事業所に対しては、毎年文書により設置勧告を行い、ハローワークでの求人来所の際や事業所訪問の際などに制度説明し、設置勧奨を行っている。 (高校教育課) 24年度から教育委員会でも独自に公正採用選考問題に取り組んでいる。今年度も、教育委員会が作成した公正採用選考を依頼する文書をハローワークに求人を依頼した企業に対して配布し、公正採用選考の周知と依頼を行った。 また、これまで同様、採用試験を受けた生徒全員から「公正採用選考に係る受験報告書」を回収し、集計したものを「公正採用関係機関連絡会議」に提出する。これにより、不適切な事項を把握していく。

公正採用調査の分析結果

別紙

1 件数

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
受験報告書の総数	1,729	1,900	1,918	2,013	2,331
該当する受験報告書の件数	43 2.5%	44 2.3%	64 3.3%	81 4.0%	108 4.6%
不適切な項目の延べ合計数	72	75	94	127	169
統一応募用紙以外	0	0	0	0	0
提出書類	0	0	2	1	0
①戸籍謄(抄)本	0	0	0	0	0
②住民票	0	0	0	0	0
③健康診断書	0	0	2	1	0
④その他	0	0	0	0	0
不適切な質問	72	74	92	124	168
①本籍、出生地	0	0	3	1	6
②家族の状況	40	40	62	73	91
③住宅状況	0	2	2	4	4
④生活環境、家庭環境	0	3	2	4	6
⑤購読新聞、雑誌、愛読書	3	4	2	2	8
⑥性別で区別した質問	1	0	0	3	3
⑦人生観・生活信条	0	1	0	1	3
⑧尊敬する人物	6	8	4	6	9
⑨思想	0	0	0	1	2
⑩宗教	0	0	0	1	7
⑪支持政党	0	0	0	0	0
⑫短所、喫煙、交友関係	22	16	17	28	29
作文の題名	0	1	0	2	1
管内別の延べ件数	38	38	45	63	94
菅内別	7	14	21	16	28
大野管内	0	2	0	3	1
三河管内	13	6	7	9	15
数賀管内	7	6	10	20	17
小浜管内	0	4	7	7	0
県内計	65	70	90	118	155
県外	7	5	4	9	14
合計	72	75	94	127	169

②家族の状況の内訳

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
内訳					
1 家族構成	19	18	25	30	35
2 家族の職業	25	28	51	56	77
3 家族の年齢	1	1	3	1	7
4 家族の健康状況	1	2	2	0	2
5 家族の学歴	0	1	0	0	1
計	46	50	81	87	122

2 事業所数

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
受験事業所の総数	638	747	700	743	786
該当する事業所数	37 5.9%	39 5.2%	55 7.9%	61 8.2%	79 10.1%
不適切な項目を有する延べ事業所数	61	68	83	102	134
統一応募用紙以外	0	0	0	0	0
提出書類	0	0	2	1	0
①戸籍謄(抄)本	0	0	0	0	0
②住民票	0	0	0	0	0
③健康診断書	0	0	2	1	0
④その他	0	0	0	0	0
不適切な質問	61	67	81	99	133
①本籍、出生地	0	0	3	1	5
②家族の状況	35	35	53	56	67
③住宅状況	0	1	2	4	4
④生活環境、家庭環境	0	3	2	4	6
⑤購読新聞、雑誌、愛読書	3	4	2	2	7
⑥性別で区別した質問	1	0	0	1	3
⑦人生観・生活信条	0	1	0	1	3
⑧尊敬する人物	5	8	4	6	9
⑨思想	0	0	0	1	2
⑩宗教	0	0	0	1	3
⑪支持政党	0	0	0	0	0
⑫短所、喫煙、交友関係	17	15	15	22	24
作文の題名	0	1	0	2	1
管内別の事業所数	20	21	24	32	42
菅内別	5	7	15	11	13
大野管内	0	1	0	2	1
三河管内	5	3	5	5	8
数賀管内	3	3	5	5	7
小浜管内	0	2	4	2	0
県内計	33	37	53	57	71
県外	4	2	2	4	8
合計	37	39	55	61	79

要 求 事 項	回 答
5 身元調査問題について 差別身元調査につながる戸籍等の不正取得を防止するための「本人通知制度」の実施は全国的に広がっている。一日も早い本人通知制度（事前登録型）の導入と相談体制の確立が求められる。福井県内自治体も積極的に取り組まれるよう県は指導されたい。（昨年度の回答で県は市町に対して導入の検討を依頼されているが、その後どのように進展しているのか。市町村の裁量にどのように働きかけられるのか具体的な県の考え方を明らかにされたい。H29.4.1より高浜町での施行がスタートしているが、その内容と課題について明らかにされたい。）	（市町振興課） 本人通知制度は、住民票の写しや戸籍等の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を防止するうえで有効な制度であると考えているが、現段階では国による法制化がなされておらず、制度の実施については、各市町の裁量に委ねられている状況である。 そのため、県としては、「福井県人権施策基本方針」の平成28年8月1日修正版に、施策の柱として、「不正な手段による身元調査の防止」を掲げ、「差別身元調査につながる住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得を防止するため、市町に対し、本人通知制度の導入を働きかけます。」と明記したところである。 制度未導入の市町に対し、県から導入について強く働きかけた結果、 ・ [] … H30.1.1より「本人通知制度（被害告知型）」を導入 ・ [] … H31.4.1より現在の「被害告知型」から「事前登録型」へ移行予定となっている。 また、本年7月には本人通知制度の導入についての理解促進を目的として、戸籍住民基本台帳事務協議会総会（全市町参加）において、[]の担当者を講師に招き、制度の導入に至る経緯の説明と実務内容を中心とした勉強会を実施した。併せて、制度未導入の市町に対し県から改めて導入について働きかけを行った。 今後、早期に本人通知制度を導入するよう、市町に対して引き続き働きかけを行うとともに、必要に応じて導入済市町を支援していく。

要 求 事 項	回 答
6 人権意識調査の結果分析と活用 (施策への反映) について 部落差別解消推進法の制定を受けて、県独自の取組みが求められている(方針と実践)。県が27年度に実施された人権意識調査の分析結果を含め、今後の課題と施策への反映など対応策について明らかにされた。	(地域福祉課) 平成27年度に実施した「人権問題に関する県民意識調査」の結果から、主に、次のような課題があると考えている。 これらの課題に対し、平成28年12月に成立した「部落差別解消推進法」が求める、現在もなお部落差別が存在することを認めた上での教育・啓発を展開していく。 ・日本は人権が尊重されている社会であると感じている人が約7割にとどまっており、約3割の人が社会生活の中で何らかの人権侵害を経験している。(関連 問1、問2(1)) →より多くの県民が人権意識を持つために学習する機会を提供していきたい。 (主な取組) 人権センター相談員の派遣講座の利用促進 ・同和問題への関心が低い。(関連 問4、問9) →市町と連携しながら、同和問題の周知や研修の機会を増やしていきたい。これまで、学校では社会科や公民科を中心に同和問題を学習している。さらに同和問題を深く理解するための話し合い活動を実施する等、児童生徒が主体的に活動する学習を進める授業づくりを充実していきたい。 (主な取組) 部落差別問題、部落差別解消推進法啓発チラシの作成し、県市町のイベントで配布 (H29:4,000枚、H30:12,500枚) ・同和問題について、結婚に反対したり、結婚をあきらめようとする人がまだいる。(関連 問10、問11(1)(2)) →同和問題についての正しい理解と認識を深められるよう研修、広報を充実していきたい。 (主な取組) 今年度から、全ての職員研修やセミナーなど県主催の人権啓発イベントで部落差別問題の行政説明を実施 ・過半数の人に人権の啓発活動が知られていない。(関連 問21) →多くの県民に関心が持たれるように啓発事業を工夫していきたい。 (主な取組) 人権啓発イベント等で集客力のある著名人による講演を企画

要 求 事 項	回 答
7 [redacted]の開発事業について [redacted] [redacted]はどうなっていますか。(昨 年の回答以降の進捗について)	(土木部、嶺南振興局) [redacted]については、[redacted] [redacted]、交通安全上問題があることから、H18年から関係者協議を開始し、H19 年度から事業に着手した。 また、[redacted]、H23年9月より関係する[redacted] と協議を進めた。H28年度には、[redacted] に対応するため、[redacted]を行い、[redacted]の計画に 合わせた位置に変更するなど、設計の修正を行った。 用地について、H28年度に[redacted]。H29年度から[redacted] [redacted]山側部地権者と借地交渉等を進め、今年度には、[redacted] [redacted]。現在は、[redacted]ている。 [redacted]。今年度、[redacted] ための地元説明を実施しており、[redacted] 今後とも1日も早い事業完成を目指していきたい。

要 求 事 項	回 答
8 [redacted] 解消に向けた抜本的対策について [redacted]、これから 3 ケ所の問題点は冬期の北からの強い波浪に関係しており、総合的に捉えた対策が急務である。問題改善のため一昨年来消波ブロックの設置を要望しているが、地元の意向を尊重した回答は得られていない。先般、[redacted] 区長よりこの問題について陳情書が出されているが、これは区民の総意であり真摯に取り上げていただきたい。	(土木部、嶺南振興局) [redacted]、[redacted] など、それぞれの管理主体が連携・協力し、対策を実施している。 冬季波浪時に発生する [redacted] については、[redacted] していく。 [redacted] においては、平成 29 年度はこれまでの [redacted] したところであるが、[redacted] となる、岩礁前の川砂利の堆積面の低下を確認しているため、今年度も同程度の堆積土砂を搬出する予定である。 また、[redacted] については、離岸堤は本来その背後の砂の侵食を防ぐ目的で設置するものであり、延伸により背後の砂の堆積をかえって助長してしまう。 ただ、[redacted] については、冬季波浪以外にも台風時等に確認されていることから、随時堆積状況を監視し、土砂堆積を少なくできる方法がないか検討していきたい。

平成30年度部落解放同盟との懇談会 議事録

日時 平成30年11月12日(月) 13時00分～16時00分

場所 若狭図書学習センター講堂

【出席者】

(福井県連合会) [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]
(中央本部) [REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]
([REDACTED]) [REDACTED]
(県) 池田健康福祉部長 他

開会のあいさつ

(司会 [REDACTED])

皆様こんにちは。今日は大変ご苦勞様でございます。平成30年度の部落解放同盟と福井県との懇談会をただいまから始めさせていただきたいと思います。私、本日、司会を担当させていただきます解放同盟の [REDACTED] と申します。何分まあ毎年一回はここでなんか司会しとるようなんですが、不慣れなことですので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。まず、最初に部落解放同盟の [REDACTED] のほうから挨拶をお願いいたします。

([REDACTED])

皆さんご苦勞さんです。今年はちょっといつもより一月ほど遅れてるんですけども、これもご存知のように国体の件、福井県、今回のことということで、大変忙しい思いをしたと思うので、大変ご苦勞様でした。それで、あの、大変忙しい中、しっかりやっていただいていると思っておりますが、公私ともに忙しい中、大変ご苦勞さんです。まあ、あの、ご存知のように部落差別解消推進法ができて、まあ、3年近くなるんですけども、何よりもやっぱり具体化をする、していくということが非常に重要なのであって、資料を見せていただきますとまあまあ進んでいるところもあるけども、基本的なところでやっぱり非常にまあぬるいなと思うことも多々ございます。今日はその意識のところを変わっていただきたいなというふうに。それから、中央の皆様には大変お忙しいところありがとうございます。いつも福井県の交渉については万難を排して、来ていただいてまして非常に心強いと思っております。また、支部の皆さんには…お尻向いて話しに

くい、あの、忙しいところ、今日は結構数が多いので、力強いなと思います。やっぱりこれが解放同盟の進化、福井県連の一番重要な貴重な機会なので、皆さんがこうやって来ていただくことそれが非常に大きな力になると。中身は難しいこともあるかもしれんけども、やっぱり聞いていただいて県の姿勢をやっぱりおかしいなと思ってもらったらいいんじゃないかと。じゃあそういうことで一つよろしくをお願いします。

(司会

続きまして福井県側お願いいたします。

(池田 健康福祉部長)

皆さんこんにちは。県の健康福祉部長の池田と申します。開会にあたりまして県を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、部落解放同盟福井県連合会から様はじめ、多くの会員の皆様、そして、本部からも多数の執行委員の皆様にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃より本県におけます部落差別解消の取り組みにつきまして、格別のご指導、ご協力を頂戴しまして厚くお礼申し上げます。

さて、同和対策審議会の答申が出て半世紀が経っております。しかしながら、まだまだこういった問題を解消するには、全国的にも至っていない状況であります。今ほど様のごあいさつにもありましたように、部落差別の解消の推進に関する法律、一昨年の12月に施工されておりますけども、この法律、現在もなおこうした問題が存在することを認めたうえで、国、それから我々自治体の相談体制の充実、教育・啓発、等を盛り込んだ内容となっております。県も市町も少しずつではあるんですけども、ここ1、2年でいろんなことを充実させております。本県でございますが、これまで平成15年に人権尊重の社会づくり条例を作っております、市町・企業・各種団体とともに、教育・啓発を総合的に計画的に進めているところでございます。そうしたなか、こうした法律を受けまして、さらに取り組みを進めております。具体的には法律を受けまして、職員研修における研修の充実、それから市町と一緒にしております人権教育の指導者研修会あるいは講演と映画の会等研修会を多く開催しているほか、啓発チラシの配布等の活動を積極的に進めております。しかしながら、3年前に行ったアンケート調査、人権意識調査の結果を見ても、まだまだ差別意識の解消はされていない状況にあります。本日の懇談会でございますけども、頂戴しましたそれぞれの議題に対しまして、健康福祉部はじめ、関係所属の出席者が丁寧に回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。最後に、本日の懇談会が実り多きものになりますことを祈念いたしまして、簡単ではありますが、ごあ

いさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会

ありがとうございました。それではあの、協議事項に入る前に、解放同盟のほう、また、福井県のほうの前列ぐらいの、時間ありませんので、自己紹介をお願いしたいと思います。解放同盟側、一番右端におられますのほうから自己紹介ということで、よろしいでしょうか。

自己紹介 団体：

県：県連提出名簿登載者（管理職）

(司会

ありがとうございました。ちょっと解放同盟側漏れておりましたので、さん、失礼しました。

(

はい、どうも、お世話になります。よろしくお願いします。

(司会

はい、ありがとうございました。それでは、あの、本来ですと1番からずっと始めていくべきですが、重大な、特に、今、時期的に問題もありまして、8番からさせていただきます。「」から始めさせていただきます。以降、ちょっと司会者も座らせていただきますので、よろしくお願いします。

8

の解消に向けた抜本的対策について（土木部、嶺南振興局）

(勝木 小浜土木事務所長)

※要求項目8に対する回答読み上げ（座って説明）

([REDACTED])
はい、えーと今、答えていただきましたけども、その [REDACTED] について、いつも時間切れでね、十分な話ができないで終わっております。まあ、しかし、その、途中途中で小浜土木さんと話をして、話し合いをやっているんですけども、なかなかね、こう意見がなかなか聞いてもらえないというのが現状です。まあ、確かに色んな難しい点があると思いますよ。しかし、皆さんがまあ、要するにプロですからね、十分研究していったら、いろんな方法があるんだらうと、私思うんですよ。要するに皆さんの見解を聞いていると、例えば消波堤を増やしていくと、そうすると入るのか、要するに [REDACTED] ということを非常に、 [REDACTED] という回答が出てるわけですね。しかし、まあこれはね、私たち地元の人が毎日ああいうところを見ているわけですから、皆さんがいろいろ考えた例もわからんくはないですけども、やっぱり、われわれの地元の人間はずっと見ている経験上やな、これはやっぱり抜本的に改善しようとする、やっぱりその [REDACTED] という判断をしてるわけですよ。だから今あの、非常に重要なのはまあ確かに端っこのほう、 [REDACTED] [REDACTED] それはそれで気になるけども、それよりも重要なのはね、河口をこうふさいでいると、ね、先般の台風の時もやね、やっぱりその河口を全面的に封鎖するというような不安、砂利がたまって、なあ、大きな堆積をやっているわけですね。それでもまたね、まあ取っていきますということで、取ってくれました。しかし、そのものの10日もせんうちにまた同じことが起こると、ね、また、同じことが起こるとるわけやから、こうやって2度ね、1月のうちに2週間もかからんうちに2度もそういうことになる。こんなこと再々起こっているということはこれからも考えていかならん。ね、そうすると、こういうことをずっと、堆積が起こった、それを除去する、それを永遠に繰り返すんかということや。確かに消波堤を伸ばしていったときに、 [REDACTED] する、もちろん消波堤の役目は砂の流れを止めることですから、それはわかりますよ。だけど、そのことはどれくらいリスクになるのかと。ね、それよりも消波堤を延伸または別に作っていったら、河口の北から大きな波が来たら、それを抑えなくて、どうしてそれを回避する方法があるかと、思うんですよ僕は。だからこのリスクとしてはあそこ消波堤を延伸して、そのことによって、砂がたまる場合もあるけども、それよりも上流から流れてくる砂をどんどん堆積するということはやっぱり、お互い、今、一番大きな原因は北からの強い波、それが結局上流から流れてくる土砂を遮ってるわけやから、そうでしょ、北からの波で、それをいかに抑えるかということがやっぱり重要じゃないかと思うのよ。それについて、我々というのは十分理解、あなたたちがこれしかないと言うならばやね、それを住民にしっかりわかるような説明を流したらあかん。我々に聞いたってわからんしな。だからそ

の完全な工法が示されたわけではないし、あなた方の経験上で、やっぱりそれはあの、消波堤伸ばしていったら、堆積が起こった、それよりもリスクが大きいというのだから、含んだんやろ。こっちはそうやないって。[]のあの流域っていうのは、これ昔からね、やっぱり広い氾濫がするところやった。でその地理的に非常に立地条件が悪いところに我々住んでいるわけや。だから我々としてはこの過去にどんどん堆積して、そうやってまた災害が起こるということを危惧してるんやで。だから、そう言われてもね。あの、砂浜がね、できたのは、[]に、平成18年ですが、ただ自然的にね、消波堤ができたのはいつだと思いますか。消波堤ができたのは昭和の1955年前後、1960年くらいです。その間40年間があるわけよ。だから消波堤をできるずっと以前でしょ。以前に作った消波堤をそのままにしといて、新たに[]を作ってきたんやから、格好が、潮位が全部変わってきてるわけや。要件が、管理がずっと変わってきてるのに消波堤はあくまでずっと50年前、40年前とそのままになってる。こういうのを勘案したときにここでやっぱりきちんと抜本的に変わってもら。取りたいんですけどな。たしかにまあ[]の中流の中側とおりずいぶん工事してますわな。いいんだけど、しかし、中ほどのところをいくら良くしたって、出るところが一緒やったら意味ないやんか。そういうところちょっと見解聞かせてくれや。

(勝木 小浜土木事務所長)

あの、小浜土木の勝木でございます。抜本的な対策ということで、なかなか不安をちゃんととるのは難しいかなと思っております。私もこの4月に参りまして、砂の堆積状況を確認させていただきまして、特に台風の後なんかは高くなったということで、認識しておりまして、何回か上のほうだけはとるとか、いうことはさせていただきました。あと、抜本的な離岸堤が一番いいんじゃないんかというお話でございますが、これにつきましては他の近くの[]とか[]と[]でございますが、そこらでもですね、そういうような川の奥のほうにですね、離岸堤があるということはございません。やっぱそれはいろいろ障害とか問題があるということで、設置してないかと思っております。まだ、他のところでも実際やっぱり河口に土砂溜まっておりますので、それなりにいろいろと事例を集めまして、検討していきたいと考えております。

[]
検討していく言うたってね、どういかわからないけどもやっぱ一番心配すんのはあそこ結局一時的にな、なんちゅうか、堆積したものを形で、詰まったやつを取り除くということを今までずっと繰り返してきてるわけや。それで見

た目はいいで、だけど、ずっと奥見てみて、以前よりももっともって堆積してるわけや。確実に動かないわけや。何が動かない言うたら、北からの風が、波が押し寄せて来るからどうしても堆積する。だから我々が、もっと40年、50年前に見たときに、あんなもん絶対になかった。ずーっと奥までね。今は河口の周辺にたまったまま。それを取り除かんとして、それが堆積しないようにするために、手を打つことを考えなくて、堆積をして海側だけ取っていただけじゃ話にならん。今現在かって、取ったはいいけど、水面の10センチくらいかな。取るのそんだけ。上澄みだけとって、下は全然とってない。それがだんだん広がっているわけや。そんなもん思いついとるんかい。結局、我々言うような、あそこの出口をふさがないかんような方法言うたらやっぱり、離岸堤、消波ブロックをやな、あそこで奥に作るか、もちろん現在の消波堤に続けてるか、別としてや、奥に作らないと河口の奥に作らないとそんなもん波を、あんな波をな、当分な、難しい、そんなあんだ、河口には言うけどな、それしか方法はないと思うよ。だから、そのあなたらのね、回答を前から聞いてるわけや、だからこの28年間、そんだけいった話やけどさ、遠いところ来て、そんなときと同じ回答。ええかげん何がやれないんか。金がないんかと、金を使うのが嫌なんかなと思ったことあるよ。な。我々がな、[REDACTED]海岸かって、現在の消波堤は同和対策事業でやってきてるわけや。ということは同和対策事業の不完全さが今出とるわけちゃう。それは他の件もや。重要やで。それがない限り、いつまでたってもあのままやんか。うちの海岸だけやで。それこそ言うたら楽するかだけやであんたら。

(勝木 小浜土木事務所長)

あの、話は戻りますが、今年は3,000㎡ほど掘削しておりまして、搬出をしております。去年は5,000㎡搬出したということなので、なかなかかなりの量の土砂を出させていただいてますが、本当にまあなかなか大変で、また地区の皆さんにもダンプが通ったりしてご迷惑をかけますので、その辺につきましてはちょっとしっかり検討していかなあかんかなと思っております。離岸堤については先ほどから言ってますように、あまり河口の奥のほうには設置はしていないということで、それについてもご意見いただけないかなと思っております。また、違う方策をですね、検討していかなあかんかなと思っております。

([REDACTED])

違う方法やって、我々考えたら、河口の奥に消波堤を作るしかない。そういうところももうちょっとしっかり考えないかん。そして、この前の区長の陳情で出しとるやろが。それに何の回答も出さんとな、放置しとるやないか。だから、地元を無視しとるあんたら。だから区長も今後、数地区の区長と陳情しようかいな

とこう思っておって、いいことやなと思っ。今んところは動いておりませんけどな、うちだけの問題じゃなしにこれは堆積したら、台風の時なんか上から流れる水がやな上昇するやろ。だから上昇していったら多くの集落の人らが堤防崩れたりして、集落が浸水してみねや。そんなこと起こったら大変やで。だから出口のところをしっかりとってな、真ん中のところやったってしょうがないぞ。しょうがない。意味ない。企画幹どう考えてる。聞いたるわ。

(前川 土木部企画幹)

ありがとうございます。あの、私も現場をですね、拝見をいたしました。で、今のたくさんの話についても、今ほどおっしゃられました区長の陳情書についても、拝見をしております。で、今この場でですね、わかりましたというわけにはなかなかいきませんので、これについては私の個人的見解ということで申し上げますと、土砂を、土砂っていうか流れてくる土砂ですね、これが今問題になっているということであれば、抜本的対策ということで、どういうことをすればその土砂の影響が少なくなるのかということについては、今私どもと皆様の間でどうも見解に相違があるということは理解をしておりますし、どちらが正しいんだということになってきますとこれを今どっちが正しいということを私が申し上げるわけにはいかない。ただ、我々はですねこの土砂が堆積するかどうかについては研究機関、ちょっと名前は今失念しましたが、コンサルタントにも委託をしまして、調査をしております。で、その結果もご説明させていただいているというふうに聞いておりますが、その結果についても100%納得いただいている状態ではないということもお聞きをいたしました。で、これからこのことについて全く県は何も手を打たないということではございませんが、今、所長が申し上げたように何らかの効果的な対策をですね、考えていかなければいけないという思いはあります。早く結論を出せというお気持ちもわかりますが、それについては今しばらく検討を進めていただきたい。それからもう一つ申し上げた土砂が問題になっている中で、土砂を減らすということが私は抜本的対策という意味ではこれも抜本的対策だと考えております。昨年度は5,000㎡で、今年度も現在のところ3,000㎡ということで、この土砂をまた搬出をしております。これについても来年度以降もしっかり堆積土砂を取り除くという対策は続けていくべきだというのはこれは県も同じ考えではございますので、これについては何卒これを対症療法的とおっしゃったと記憶しておりますが、そういうことを続けてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

([REDACTED])

どうしても我々が要求してる離岸堤、消波堤を延伸、または延伸しなくても

全面に消波堤を作るということはかなり難しいことと言われるわけやな。けどもね、それがあんたらの考え方、一切そのあたりはじゃあ確実にそれが正しいとは何とも言えんがな。逆に差し当たり離岸堤を作った時のメリットっちゅうのがある。だからそのメリットがやっぱり上から流れてくる砂を下から押し上げるということはなくなるやろ。北から波が来なかったら何も問題ない。上から来た土砂がすーっと流れて広がっていくだけやし。波があるからこうなるんやってな。波があんなに強くなかったら、こんな必要ないわ。その消波堤を作った時のリスクが何かというと、作らなかったときのリスクがどんだけや。比較できないな。私はやっぱり砂の堆積が少し多くなる。これは私わかりますよ。それよりも上側の土砂を止めるということだけなんちゃう。波をもう弱くなってくるんやから。そのほうがリスクよりもメリットのほうが大きいわ。それも全部考えてやな、やっていかんと、ひたすら消波堤伸ばすのはダメやというのはなかなか納得できないわ。もし、どうしてもやれないと言うのなら、それだけのちゃんとした根拠と説明をするようにしてもらわないかん。それこそ集会開いて皆に納得してもらわなあかん。それよりももうちょっとやね、こんなことを永久に続けるんやなしに止めようがないやんかんもん。北からの風は。もっとな、もっと前向きになもういっぺん消波堤伸ばすか、河口の奥に消波堤を作るか、まあ消波堤の形はいろいろあるやろと思うで、それは研究して前向きに考えていってもらわないと、これはなかなか永遠に話し合いが続くだけやないか。以上。よう検討して。

(前川 土木部企画幹)

はい、ありがとうございます。あの、検討は進めてまいります。ここで検討を打ち切るといことはいたしませんので、消波堤の効果がないということに関しても、この時点で100%申し上げるつもりはございません。先ほど申し上げた県側でのコンサルタント委託での結果というのも、延伸ですね、消波堤を伸ばした場合のシミュレーションということでございましたので、何か位置を変えたりすれば効果があるのか、そういうことはもう少し検討しなきゃいけないのかなと思います。で、今一度申し上げますが、それについてすぐに結論を出すというのはなかなか難しいので、お時間をいただきたい。それから土砂の、少なくとも土砂を取り除くという作業についてはしっかり進めていきたいということで、申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

今はそれしか言えんのかもしれんけども、我々に毎回同じことずーっとやってどうなん。あかん。そしたらそんで消波堤をどうこう言うんなら、延伸して

もらいたいな。あんたらが言う堆積を取ってきた、毎回毎回とっていくと。10年続けると考えて費用計算してみたらいいやん。そんなものね、続けられること自体がおかしいやないか。続けられること自体そんなこと。大したこと言わんと。根本的な解決になっとらんやないか。それはあかんで。この話の後、話ありますから次行きますかね。

すいません、時間ないので、あのちょっと地元のそこ一番近くにおるのは僕やと思いますので、ちょっと言わしてください。あのね、この前24号、25号の台風の時に浚渫で砂利とってもらいましたね。取ってもらいまして、あれから1週間もせんうちに、川の、川の左側のほうからね、15mほど同じ状態になっているんですよ。そこを全然把握してないでしょ。既にそういう状態なんですよ。それで、あそこに水がたまると、プールみたいになると、普段の下水の水がね、ほとんどがあの川下に流すようになってるんですよ。だから、プールみたいになったら排水が、流れんようになるんかもしれないですよ。ほんで、排水のところのコンクリートの斜めになった出口のところ、もう出口のちょっと上のところまで来ると、27号のときはコンクリートの枠がありますね、橋の、あの淵の上まで来ていたんですよ。だからもう地元のもんはものすごく橋の上で心配してるんですよ。ところがおたくらの話聞いてたらなんかちょっと普通のね、僕らが考えているような緊迫感やそういうの全然ありませんよね。他人事ように言っているし、もうちょっと早めにちょっと対策をやってもらわないと地元のもんが大変な目におうてからでは困りますんで。はい。そこんところもちょっと肝に銘じておいてください。お願いします。

(勝木 小浜土木事務所長)

あの、先週も見させていただきました。そんなときにはあの、一応上のほうは問題なく流れておりまして、何ともなかったですけども、下水の問題もということですので、また、掘り方なんかも検討して、何とか土砂がたまらない方法もしっかり検討していきたいと思います。

それともう一つ取っていただくときね、水面ギリギリで取っていただいているでしょう。あれもうすでに半分以上、表面がもう、また出てきておりますんで、左のほうから10mか15mほどはすでに30cmほどずっと盛り上がっていますし、ほんで、川の真ん中へんは大体もうすでに頭出てきていますよ。だからもう取っても取っても、いたちごっこみたいなんで。

()
だから君らな、災害の時、被害起こってもいいんけ。一番心配するのが台風の時、ドーンと土砂がたまるとやないか。そうすると被害起きるわ。それがとる言うことか。被害起こらんためにやるんちゃうんけ。この前の台風は軽い軽い台風や。それでもあんだけたまるんや。若狭湾の高波だって、それでもあんだけの堆積がくるんだよ。どのみちいっぱい来るやないか。だからそれこそもっと大きな財をうって。それこそ水が浸水して水だらけになるわ。それは災害とちゃうんけ。それを解決することもしっかりと考えなあかんが。

(勝木 小浜土木事務所長)

はい、今年なんかも1年間ずっと同じ業者でたまったらすぐに取り替えてもらうように俊敏に対応させていただくようにさせていただいております。しっかり掘り方についてもしっかり検討していきたいと思っています。

()
とにかく、堆積がなくなるためにも、消波堤作るしかないんやから。それについても検討しなはれ。そんなこといつまで、10年かかってもやれん。

(勝木 小浜土木事務所長)

また、色々対策のほうを検討して、考えさせていただきたいと思います。

()
もうお前らのそういう話はいい。前向きの話少ないやん。

()
所長、企画幹今言っとるのは決定打がなかなか打てない、その間に地元との信頼関係がちょっと欠如しているような感覚っていうのも出てきてますので、そのあたりについては信頼、誠意ある対応みたいな形を今の土砂の取り除きについても、うちとの話し合いとかそんなときどのくらい取ったらいいかっていう状況を確認しながら作業を進めてもらいたいなというふうには思います。それと今、()が言っているのはリスクの話です。したときのリスク、しなかったときのリスクという両面からの話で、どこが妥当なの、その時に明快な答えが出てこない、安心感がない。逆に言えば離岸堤というものを作った時にリスクはあるだろう、けれども今の波の問題を考えるとやるほうが効果が高いというそういう話をさせてもらっているというところです。このあたりは区の皆さん、皆そういうような感じでとらえております。ですからそこにちゃんと答えが出る

ようなそういう話し合いを是非早急にご用意いただけたらなというふうに思っております。

(前川 土木部企画幹)

しっかり受け止めまして、検討してまいりたいと思います。

-
- 1 部落差別解消推進法に基づく取組みの具体化について（地域福祉課）
 - 2 人権教育・啓発の推進について
（地域福祉課、生涯学習・文化財課、高校教育課、義務教育課）

(司会 [REDACTED])

では、要求事項の1番、2番の方に戻って行いたいと思います。それでは県の方から回答をお願いいたします。

(坂下 地域福祉課長) (松田 教育庁教育振興監)

※要求項目1、2に対する回答読み上げ回答読み上げ（座って説明）

([REDACTED])
新法の具体化について、その中に相談事業、そして実態調査、この二つが大きくやらなきゃならんとなっているわけですが、そう書いてあるというだけではなくて、じゃあ、県は具体的に何時から取り組むのか。それを明らかにしなければいけないのと、これは福井県だけでなく、実質的に動くのは市町やな。全市町にこういうことがやれるのか。その取組みをやっぱり、きちんと、ロードマップみたいにきちんと取り組んでいく、そういうことが出ていない。市町にどういう方法で進めていくのか。それを聞きたいなあ。それを聞かせて。

(山口 人権室長)

今ほどの、今後の取組みについてですが、先程も課長から説明させていただきましたが、まずどういったことが条例で出来るかということも含めて、県市町人権教育連絡協議会が年2回開いています。今のところ今年度開かれる次の会議で、全国の各県の取組みを紹介した上で、各市町の考え方等についても尋ねようかと思っております。その結果を受けて、必要性だとか、どういうことが課題かということを確認していく上で、今後の対応についても検討できるのではないかと考えております。

()

それは分かったけど、実際啓発するときに、全市町にこういうことで、具体的にこうやるのが大事やと、それが、市町がどれだけ理解して実行に移すかという問題やな。何にもしない分けにはいかない。やっぱ法律やから、すぐに守っていく、そういう方向にいかなかったら、市町が理解できたら進んでいく話では、何時になるか分かんやん。市町にこれをどうしても、何年までに、どういう形で作っていくか、そういうことをきちっと話し合いを進めていかないと、取り組まない。

()

今、部落差別解消推進法が出来ましたと、福井県で条例を考えてもらえないかと、こういう問題提起をさせてもらったですね。その必要性があるのか、ないのか、というところで、はっきりみんなが考えていかないといけないのは、部落差別は、もう、ないのですか、あるのですか、ほっておくのですか、どうしはるのですかと、この辺の県としての姿勢というのか、どういうところに立って仕事をしよう、考えるのかと、基本的な方針、これはお持ちですか。あるなら、それはどうなんや。そういうことをまずお答え願いたい。これから考えるんやったら、これからでも結構ですし、とりあえず基本的にどうなんですかと、僕はまず聞きたい。

(山口 人権室長)

先程もご紹介させていただきましたが、福井県の方でも人権尊重の社会づくり条例を平成14年に作りまして、基本方針を定めた上で、毎年、どういうことが必要かというのを、その時、その時の課題を踏まえて、事業計画を組み、毎年修正しながら取り組んでいるところです。そういった中で先ほど言われた、必要性は当然、必要と考えていますし、現状の体制の中で取り組めない部分が発生した場合には、当然新たな対応が必要となります。現状では条例化の取り組みも全国的には進んでいる市町もあると聞いていますが、新たな対応で何が必要かと言うのを、今までのことを十分やりながら、課題として検討していきたい。そして、取り組みが必要ならしていきたい。ということで、今後の対応を考えていきたい。ただ、現状の条文についての理解が市町含めて十分でないかと思いたすので、まずは今年については全国の事例でこういうことをしていると、いうものを伝えた上で、ではうちのところでどういうのが必要なのかを議論していけばいいのではないかと考えます。

市町の問題でなく、県の問題なんで、今、我々が考えてほしいというのは、法律にも地方公共団体の責務というのがちゃんと明記されている。要は、県としてどう考えるんやと、そのところがまず、基本的にあると思うのです。やはり、差別の現実というのは、みなさん、この意識調査を見ても、これを放っておくのかと、このままでいいのかと、そういうことを考えたら、 がおっしゃるように、県として何ら積極的に取り組まなかったら、このまま、要するに明治維新から150年経って、差別がなくなっていない。部落差別がまだ広がっていると、こういう現実を見て見ないふりするということは、どうなんやということになるやん。これやっぱり積極的に取り組むと、こういう答えが返ってくると、そういうお考えやとは思ふ。そうなら、部落差別を解消していこうとする人権問題の解決はもちろん大事やが、しかし、今、我々が話しているのは、部落差別どないしまんねん、ということを知っている。わかりますか。そうしたら、部落問題を解決していくという方向で、福井県として、今出されているお話の中で見ましたら、研修、啓発はそれなりにやってきたと、やっているのは見えるんやけど、先程のお話、ずっと聞いていますと、教育ってどうなっているのやと、人権教育の取り組みはどないなってますの、具体的に、というところがなかなか見えないし、いわゆる相談、実態の把握、ここの部分については具体的にこうしまんねん、ああしまんねんというのは、今の回答の中では出てきていない。そのところが、どうも、問題ではないのですかと、いうことを私どもは言いたいけれどね。要するに条例が必要やというところに立つのか、このままでいいのですかと、そういうふうにお考えなのかと、ちょっとそこらが前向きに、2年も経っているのやから、この2年間の間で具体的に前に進むようなことが、どれだけやられているのというところも含めて、お聞かせ願いたいなと思う。いかがですか。

(山口 人権室長)

繰り返しになり申し訳ないが、平成27年度に人権意識調査を行い、それについては、交渉でも検討させていただき、それを受けて県としても何を取り組まなければならないかとの点については、まずは研修、普及啓発の充実ということで、昨年から、県の職員研修で同和についてのきちんとした知識を伝えることに取り組んでいる。私も昨年、今年と何回か講師をしたが、一番びっくりするのは、私の年代、50代ですと皆さん知っているが、若い世代、新採用職員世代は、あまり知らない、その点については、やはり差別への理解が不完全というか、きっちと知らないというのが非常に大きいと感じている。そういう中で、今年、特に変えたところは、まず、市町の方にもきちんとしてほしいということで、市町の管理職員研修で同和について伝えるようにしている。あと、年間の講演会、セミ

ナーとかやっているが、どうしても人権問題というと多岐にわたっているので、中にはLGBTとか、セクハラの問題とか、そういう研修会もあるので、そういう時、あるいは昨年あった研修会では、いろいろ討論したのだが、時間的な制限もあり、結論に至らずに、不完全になったものもありましたので、そういう反省も踏まえて、同和以外の研修テーマであっても、必ず同和について行政説明をするようにしている。時間的には短くなったりもしますが、そういうことで、今は、これまでしてきた普及啓発の内容についてきちんとした理解をしていただく取り組みを続けていく、充実していくこととしている。法律につきましてもお手元に配布したチラシを作成し、チラシの数も増やして、いろいろなイベントとか、各市町にも必要数を照会して、1万2千部ほど配布している。ただ、ご質問の条例制定につきましても、他のいろいろな自治体の動向を調べながら、我々が取り組んでいる内容と比較して、こういう所が不足するのではないかなど、もちろん意識調査結果も踏まえて、今後、そういう課題を十分検討した上で、条例制定についても検討すべきでないかと考えている。

()

ちょっと、整理というか、考えてらっしゃるのは、例えば2000年に人権教育、人権啓発の法律ができて、これは、我々運動の側も当然に賛同して、いっしょに頑張ってみよう、ということで2000年に制定されて、全体的に人権教育、人権啓発進めようとのことで、当然福井の方でもこれまでも取り組まれていると思うんですよ。ただ、一昨年、法律ができた。これが何でできたのか、ということをしっかり考えなければならない。人権教育、人権啓発の法律の中身、部落問題が含まれていないということではない。当然、この中にも部落問題は含まれているわけです。様々な人権課題の一つになっているわけです。で、ずっと取り組んできたけれども、あえて、あえてですよ、わざわざ一昨年、部落差別解消推進法という法律がつくられた。これ、やはり一つは、なぜ、こういう法律ができたんだろう。とのことなんです。で、皆さんに考えてほしいのは、この法律ができたということは、はっきり言って、これまでやってきた人権教育、人権啓発の取り組みでは、部落差別は解消しないということなんです。だから、あえてつくっているんです。そうでないなら、わざわざ新しい法律作る必要もないわけですよ。しかも、法律の主旨が何かと言ったら、差別の事実と正面から向き合うというのが基本的な理念なんや。ということは、言い方変えたら、これまでしてきた人権教育、人権啓発が部落差別の事実と向き合っていないということでもあるわけ、そういう指摘でもあるわけ。それぞれの取り組みの中では、当然、部落問題に取り組まれていると思うんですけど、それではダメなんや、との言い方なんや、やっぱり。もう一度、きちんと部落差別の現実を見ていこうと。だからあ

えて、第1条の中でも、部落差別は存在すると書いて、2条、3条、4条すべてに頭が、部落差別を解消するために、部落差別を解消するための、との表現をしているわけ。部落差別を解消するための人権教育、人権啓発をなさいよとか、部落差別を解消するための調査活動をなさいとか、部落差別を解消するためのということが、あえて、一つ一つに書かれている。このことの意味はしっかり理解せなあかんと思う。当然、これまでの人権教育、人権啓発をやっていくというのも、それはそれで方法なんやけれども、そうでなくて、一回、留まって、本当に、福井のやってきた人権教育、人権啓発が、本当に、世の中にある差別の事実と向き合っているのかどうか、それから部落差別がコミュニティーの中に存在しているということを、ちゃんと県民に伝えられているのかどうか。ということの検討とか、点検と総括、これをまずやる必要があるわけです。確かに法律ができたということを皆に知らせるということも一つの方法なんや。それもそうなんやけど、それ以前になぜこの法律ができたのかという意味をしっかりと噛みしめた時に、従来から、この場面でも再々我々の方から提案や意見を出しているのは、人権教育とか人権啓発の講演会と言いつつも、差別の事実が一個も含まれていないと指摘してきている。そういうことをまず必要やと思っているわけ。残念ながら、表現でそうなったと言ってしまうえばそうなのだが、回答書を見ると、従前から人権教育…と、従前からとの言い方なんや、してきたことに加えて、法律のできたことを周知します。これは違うと思っている。本当に福井の取り組みが差別というものを意識しているのかどうか。そのことを県民に具体的に伝えられているのかどうか。ということが、第一ということや。そういう風に考えていって、そういう視点で条例が必要になるかどうかとの議論をしっかりやらしてもらわないとあかんし、今やっている人権教育とか講演会とかそれでいいのかどうかという点検もやらなあかん。まず、ここが第一や。元のここがなくて、新しいこんな法律がみなさんできましたよ、ご存知ですか、ということで事足りているんちゃうんかと思っている。

(山口 人権室長)

部落差別が実際に存在するかどうかを理解させるように伝えているかどうかであるが、講義の中では部落差別との言葉できちんと伝えており、あとは県外の事例とか紹介して、不適切事例の原因は、理解が不十分であると伝えた上で講義をするようにしている。

今、話しているのは、講演がどうやこうやでない。今、室長が言われたように、今の若い子、部落問題知りませんのやと、こう言われたやん。今の若い人、部落

問題知らないということは、知らないのではなく、教えてこなかったんちゃうの。いわゆる、法律が切れた以降、部落問題を教えないで形骸化してきた。しっかり部落問題、部落差別について、教育が十分されていない。これは、福井だけちゃうで、全国的に。こういうような結果として今、若い人が、例えば、
知っているか、言われて、そんなん初めて聞きますわとか、同対審答申知ってますかと言われて、そんな知りませんという状態が、当たり前状況になってきている。と言うことは、室長の時代は、教わってきた。学習を積んできた。今の若い人たちは、公務員ですらそういう状態、もっと言ったら、他の若い人たちがどれだけ、そういう学習をできてるか、あるいは知ってるか言うたら、ほとんど知らないのちゃうかと、という現状、状況というのをしっかり押さえてもらわないといかん。だから、もう一回、研修会しっかりやりましょうと、福井県、室長の方針として打ち出しているわけやから、それは間違いない。それはそれでやってもらったらいいわけやけれど、私どもが言っているのは、これが現実実態としてあるんやと、というところが、教育のところ、もう一遍見直しましょうやと、高校教育、これ具体的に、小中は詳しいかなと、高等学校の回答見たら何をしているのか分からない。多分、しているのだろうとは思いますが。福井県から全国の高校青年集会というのが、今年で行われました。参加したのは何人おります。学校の先生も含めて。具体的に部落問題について学ぶという、そういう全国の部落出身の子供さん、そうでない子供も含めて、研修の機会があるんです。先程、当方が言った、具体的に自分たちの問題として体験させていく、行動させていく、こういう予算も含めて、そんな集会に参加させてますか。高校教育の担当、どうです。

(清川 高校教育課長)

今の全国高校生集会だが、県として各学校何人参加したか把握していない。

参加していない？

(清川 高校教育課長)

把握していません。

把握していないということは、参加していないということや。そうでなくて、参加しなくていいのかということや。

(清川 高校教育課長)

次年度以降、きちっと把握していきたい。

()

いや、予算を付けなかったら、行きたくても行けないやんけ。課長も行ったことないやろう。要するに、何が言いたいのかと言ったら、具体的にこういう取り組みがしっかりやられてないということです。子供たちが、高校生同士、青年同士が部落問題を通してコミュニケーションをとったり、意見を交換したりして、部落差別が今日、こんなにあるんやと、学習するような場所、こういうものをつぱりお互いに力合せて一緒に、運動も行政も両輪で頑張りましょうと言っているのやから、少なくとも参加させて勉強させるということをしてかなかつたら広がらへんやんか。2002年以降、人権教育啓発推進法ができて、あるいは、それまでの関連含めて、具体的に県教委が旗振りして、部落差別解消のためにやりましょうという具体的な活動、これを支援するような取り組みはありますか。今日は厳し目に糺してもらっています。

(清川 高校教育課長)

全国的な集会はさておき、県内においては指導者の研修会をしたり、各学校でも、当然、教科書にも載っているんで、全員が学びます現代社会で取り上げて話をしたりしている。

()

これは、どこでもやっている。それも、例えば部落問題については、例えば高校で、年に1回しかやってないちゃうんかとか、シリーズでやっているとか、そんなカリキュラム持ってちゃんとやっているのかと、これ点検していったら、私ら一つ一つの学校を見に行っていないから分からないけど、部落差別の問題がほとんど浸透してないとのことで言うならば、しっかりやられてないん違うんかと、我々は言いたいわけ。はっきり言って、日本史言ったって、高校で日本史習う子言ったら限られている。全部習わない。私は、今日的な問題として後で出てくる更生選考採用の就職差別の問題、こんなものを取り上げて学習する、全校生徒が学習していると言ったらそうでない。就職する子を集めてしているか分からんで、()でもそうである。福井でも本当に全体集めて、例えば就職差別の問題、地名総鑑の話やら、壬申戸籍の話やら、そういう歴史の話含めて部落問題をしっかり位置付けて子供たちに教えるようなことをやっているか。

(清川 高校教育課長)

それにつきましては、やっております。

()

やっているの、偉いな。

(清川 高校教育課長)

一部の生徒でなく、全校生徒に対して、やっている。

()

そういう取り組みができたあかんのや。中学生はどうなんや。

(浦井 義務教育課長)

中学校の場合は、今のオールロマンスのこととか、過去帳の問題ですとか、先生方には人権研修会の中で話をさせていただいている。子供たちには教科書の中身が中心になるので、子どもたちにそれを体得することはしていない。

()

人権学習と言うのが、部落問題関係で取り上げるのやったら、()に行
って、人権の部落差別の水平社の出来上がってきたところを視察するとか、やろ
うと思ったら、いわゆる学校で勉強して、それを元にしてフィールドワークに出
ていく、表に出ていって体験させていく、そこで現場の人の話を聞く、こういっ
た人権学習を、きっちり学校で取り組んでいるところが、たくさん出てくるので
はないか。悪いけど、無いんちゃうかと、そういう取り組みをしている学校が、
だから、形骸化しているやんか。分かりますか。教育が一番大事だと言いながら、
具体的に教育を組み立てていく、いわゆる受験のための勉強ばかり教えている
のかしらんけれども、人間性を養っていくような、人を大切にしていける、差別は
絶対許したらあかんのやということを教える、そういう教育が、取り組みが、各学
校現場できちっとカリキュラム組んでやられていない違いますかと聞いている
わけ。だからこれ、形骸化してくんやんか、だんだん。積み上げをしていかないと、
壬申戸籍の話を高校でやっていると言うけれど、高校でやって何のことです
と、これが部落問題、あるいは土農工商えた非人と言う身分制度の問題と、江戸
時代で取り組まれてきた差別の問題、それが明治になってどう変わっていつ
たんやということを、しっかり理解していくように、その中に壬申戸籍と言うの
が、どういう目的で作られていったのかを教えなかったら、理解できないでしょ
う。言葉を教えるのでないんですよ。中身を理解させるんですよ。そんな教育は、

ここの回答書の中に見えますか。一番問題なのは、やれてないのは、啓発は頑張
ってやっている。しかし、教育の問題、これが、ちょっとなおざりやねん。だか
ら、我々が言っている、部落差別解消推進法が出きまして、部落問題これから
どのようにして教えるのか。どのように子供達に理解させるの。人として生きて
いくために、日本固有の差別はゆるさん。他の差別もゆるさん。いじめはさせな
い。そういう意識を持たせていくための教育、これ大事やで。そのためにお金を
ぶち込んで、視察させたり、フィールドワークさせたり、福井だと、福井の
のおっちゃんやおばちゃんの話为例えば聞いて、こんなんして頑張っている
ということも、こんな苦勞があったんやということも、やっていく、そんなことが、
いわゆる地場で、地域で作られていかなかったら、全体的に引き上げがないやん
か。そこが欠けているのちゃいますかと、そういうことを私は言いたいのだが、
教育をもうちょっとやってや。

()
関連して、こんなのしてます、あんなのしてます、はもういい。それが相手に
ちゃんと伝わっているかどうかがこの問題である。今、人権問題も、部落差別の
問題含めて共通していることがある。一番壁になっているのは、関係ない、との
意識や。興味ない、関係ない。差別と言うのは、分かろうとしなければ分から
へんねん。理解できへんし。関係ないと思ったら、関係ないようになってしま
うわけや。ただ、差別があるということと、全く別問題や。関係ないと言う当事者
意識の問題、どう、崩していくのか、超えていくのかがものすごく大きな課題や。
さっきから、うちの () が言っているように、過去の様々なことを勉強してま
すと言っている。これは大事である。ただ、そのことと、今我々が生きているこ
の社会、今の現実とどう関わりになっているのか。インターネットに書かれてい
る差別情報と言うのは、背景言ったらみんなそれである。差別情報に書かれてい
ることというのは、土農工商の話や、壬申戸籍の話や、部落差別の話や。遠い昔
に何かそんなことがあったなという話が、今も生き活きと生きながら情報とし
てアップされているわけよ。そういうことと、やっぱり関係ないのではなくて、
今生きている私たちが実は当事者なんやでと、当事者意識をどう持たすのかと
いうこと、これ決定的に大事なことなんや。そこをどうするかということ、も
っともっとされなかったら、こんな研修しましたよ、こんな言いましたよで終わ
ってしまう。それはしっかり意識してほしい。

()
私は、去年から () あれを見てショックを受けた。我々40数
年間ずっと、やってきて、話してきた。その結果、結局子供の命が守られなかつ

た。だから、新聞とテレビしか情報がないわけだが、子供が間違えたというか、ミスを犯したと、そういうことを担任が追及する。副担任も追及する。校長も知らん顔と、そういうことであのような事件になったと聞いている。今まで、同和教育やら人権教育やら、やったやったと書いてあるけれども、何の役に立ったのかと思っている。子供の命を守るのが教育の仕事やろうが。福井県で人権教育やら、同和教育やらやってきたが、何の意味もなかったわけや。だから、今、子供に人権教育を教えること大事、それ以前に、行政がもっと理解しなければあかん違うんけ。部落問題をしっかり学習しておれば、もちろん他の人権問題もしっかり理解できない。部落問題でなく、他の人権問題でもしっかり理解しておれば、教員がやぞ、あんなことにならないと私は思う。子供の命を守れん者が、何が同和教育しましたと言えるか。そうじゃないか。そのことを考えてみた時に、ここに同和教育、管理職の教育を強化しますと書いてあるけれども、今までどうやったのか。今まで、管理職やら教員がしっかり勉強したんけ。かつては、一生懸命やった時代があったんや。校長から管理職から全部が。それが、同対法がなくなって、それ以降ずっと停滞してきて、それが続いている。もしそれが継続してしっかり、部落問題のこと人権問題のこと分かっていたら、ある程度防げたはずや。同和教育、人権教育やってきたと言っているが、いっこうに役に立たないちゃうんけ。だから、全体をずっと見ていくと、やっぱり教員の部落問題に対する学習、もちろん他の人権問題もそうであるが、学問は大事だけれど、それ以上に人間の人格形成の中で大事なものは人権意識である。これ大事じゃないのか。全てにわたってそうではないか。人権大事との意識が、私から見たら低いと思うわ。だから、君ら、いくら賢いことを言っても、ほんまかいなとなってしまう。

(松田 教育庁教育振興監)

のこととか、ご指摘いただいた。あのような事件が実際におきたので、それについて、県教育庁でも人権の心とか、他人を思いやる心とか、欠けてきたのでないかと、そういうご指摘を我々としては十分に受け止めて、次の施策を進めていかなければならないと考えている。特に義務教育など非常に密な中で今までのカリキュラムの中にどういう風に盛り込んでいくのかということだと思うので、資料の実践例の中でも年間計画を立てて、ところどころで工夫して人権教育をしてきているので、着実に進めていきたいと思う。確かに子供たちの他者を思いやる心とか、子供も忙しくなっており、教員もすごく忙しくなっており、生んでしまった悲劇というか、我々の責任と思うので、官庁全体で、学校全体で子供たちを見守っていくのだということで、管理職や生徒を指導する教員とか養護教員とか、全体でサポートしていこうとの取り組みを進めているところで、るので、ご理解いただきたい。

()
子供を、どんな理由があるにしろ、担任も副担任も校長も、子供を追い詰めて、子供の人権を無視している。だから、人権の大切さというのをみんなが共通理解があったら、こういうことは防げたわけ。もう一つ、部落問題を学習したら、他の人権課題も分かってくるんじゃないか。だんだん、部落問題を出すことが遠慮がちで、ちょろちょろと、そんなのになったらあかんぞ。

()
ちょっとあのすいません、ちょっとだけ。今、部落差別解消推進法について回答いただいているわけですが、相談体制の充実それから教育、啓発、実態調査この大きな3つのことについて、福井県としてどうしていくのかということが、今まさに問われてると思うんですね。そこで先ほど()のほうからも出たんですけども、県のほうから全然出てこないんですけども、全国部落調査ちゃうのはご存知ですか。誰に聞いたらええ。

その全国部落調査については具体的な啓発活動、取り組みの中では全然触れてないんですけど、どうなの。

(山口 人権室長)

この点につきましては昨年もちっと団体さんとの話し合いの中で、まず、あの国のほうの状況をですね、受けまして今後対応をしていきたいと。

()
国はどう言うてるん。

(山口 人権室長)

国のほうがですね、情報をほしいと申し上げてるんですけども、そういった具体的な情報を入手してないんですよ。

()
福井県としてはどないすんや。そんなら。現実問題これわしのパソコン、スマートフォンでも出てくるんやで。福井県って出てくるんや。んで具体的に書いてあるんや。な、()も書いてあるんや。

(山口 人権室長)

すいません。ちょっと勘違いいたしましてすいません。それにつきましては法務省のほうにですね、削除依頼とかご存知のように全人同協、人権担当の各県の

集まりがございますので、そちらのほうを通して、要望をしております。

()
それひとつそれやろ。もう一つは現実問題としてスマホとかいろんなところで見られるということは逆に言うたら、うちの孫でもこれスマホ十分に使うことが、わしより使いこなすんや。ちゅうたら小学生や中学生や高校生も含めて、いろんな人たちが実はこの全国部落調査を見てるわけや。福井県にどこに部落、被差別部落があんのかどうか、()ではどうなのか。そういうことを踏まえたうえでどう具体的に部落問題の教育をやっていくんかちゅうことが全然出てこない。それからもう一つ部落探訪ってご存知ですか。部落探訪。部落差別。

(山口 人権室長)

申し訳ありません、具体的な名前は忘れたんですけども、失念してしまったんですけども、いくつかのホームページを見ております。

()

どことどこを見たんや。どことどこを見たん。

(山口 人権室長)

申し訳ありません。具体的にはわかりません。

()

知らんちゅうことか。知らんちゅうことやな。知らんなら知らんで結構ですよ。知らんなら知らんで、知りませんって言うてくれたら、時間ないんで、次話あるんで。つまりね、これ作ってるの一緒やん。()、()やってるわけでしょ。全国部落調査に載ってるところ行って、写真撮って、ね、そしてそこを何々地区ということでやってるわけや。もう100近くになってるわけや。()でもこの前会議あったんですけども、実は未指定地区と言われている同和対策一切やっていないところもこの部落探訪で写真撮って、そしてアップしているわけよ。これが今も見られるわけや。ね、現実問題として。そういうことから含めて今うち、()では何やってるんか言うたら、一つはインターネットのモニタリングをやってるわけよ。今、全国の自治体でそういう取り組みやってるわけや。で具体的に部落差別の現実はそういうインターネット社会の中で、かんがえられなかったことができてるわけやから、例えば具体的にこの部落差別解消推進法を踏まえたうえで、そういうインターネット上の部落探訪とか、あるいは全国部落調査を含めた様々な部分、そういうことを含めたモニタリングをどう

しているのかちゅうことについても、検討していかなあかん。具体的に。ね、全国で。こんな簡単でできるわけでしょ。あんたんところの福井県庁にはインターネット繋がってます。繋がってますよね。繋がってて、繋がってたらモニタリングすぐできるやん。でこの全国部落調査にこれ6地区か7地区載ってるんでしょう福井が。必ずあいつら来ますよ。そのためにも具体的なモニタリングについて、県で検討していただきたいなと思うんです。それから相談事業について、法務省がやった例を参考にと福井県は思っている。

(山口 人権室長)

相談事業につきましては先ほどから説明させていただいて、広報を積極的にやっていかないといけないというふうに認識しております。

()

どこでやる。

(山口 人権室長)

今はあの人権センターにもありますが、それ以外に今年からちょっと場所を変えたんですが、()のほうでも隔月で場所を変えながら、2か所で相談業務をしていただくようにしております。

()

福井県は()ないの。

(山口 人権室長)

()はあります。当然()のほうでの対応も各市町のほうでお願いしております。

()

差別を受けとる人たちが利用する、一番多く利用するのが()ちゃん。

(山口 人権室長)

そうですね。

()

そうでしょ。地域にあるわけでしょ。その()の中で相談体制を強化するための体制ちゅうのは具体的にどのように考えているわけ。

(山口 人権室長)

基本的に相談業務、まずあのいろんな知識もありますけども、慣れていただくというのもありますので、それについては該当する方に研修会に積極的に来ていただきたいですね。

()
いるんけ。

(山口 人権室長)

いらっしゃいます。

()
どこに

(山口 人権室長)

どこについていうのは()にいらっしゃいます。

()
職員が。

(山口 人権室長)

はい、職員が。

()
具体的に、あなたね福井県内の()の人員体制って把握されてるんでしょう。

(山口 人権室長)

年に何回か打ち合わせで。

()
やってるでしょ。それで充分足りて、相談ができる体制にすべての()がなっているんけ。

(山口 人権室長)

時間的なこともあります。

([REDACTED])

[REDACTED] 一人いて、 [REDACTED] 一人いて、そんで [REDACTED] さんが一人というところがあるんちゃうの。

(山口 人権室長)

現状としては、不足しているということは聞いたことがないですが、もし、問題があるという情報があれば。

([REDACTED])

[REDACTED] 当たり何人くらい。

(山口 人権室長)

一人二人ですね。 [REDACTED] のほうが。

([REDACTED])

一人二人で休んだら誰が相談するんや。

(山口 人権室長)

そういった場合に今申し上げたように人権センターのほうでも相談を受けております。

([REDACTED])

いやいやいや、身近なところでやるためには少なくともそういう [REDACTED] [REDACTED] の体制を充実・強化する必要があるわけでしょ。今の実態は各館平均したら一人か二人やんか。ね、じゃあその中で色んな会館事業やるわけでしょ。なかなか相談やろうと思ってもそんな追いつかないわけや。少なくとも県としても相談事業を強化するために [REDACTED] の相談体制、相談を受けるような人員を県費でもいいから検討するとかね、そういう具体的な相談体制についてもやっぱり検討してもらおうというかね。つまり、そのこれだけ見てると、県の回答を読ませてもらうと、なんか教育・啓発だけであとの相談とか、実態調査については国にお任せしていると。国がやるのをじっと見ているという形になってるんちゃうんかなと。

(山口 人権室長)

その辺につきましては問題がある市町ですね、積極的に話し合いをするようにしてございまして、例えば具体的に言うと [REDACTED] さんの場合ですと、以前から相

談体制の充実が必要だということで、[]と団体さんと県と話し合いを行いまして、今年から1名から2名、1人増えるようにしております。

([])
それは[]だけじゃなくて、[]だけじゃなくて、全ての会館に共通してるわけ。そういうことも含めて検討して、ね、県としてそういう充実に向けて、検討してください。

(山口 人権室長)

状況の把握については努めさせていただきたいと思います。

([])
実態把握についても先ほど言ったようにインターネットのねモニタリング、これも実態把握。それについても検討していただきたいし、それから先ほど県の教育委員会のほうからね、高校のほうで、採用選考についてやってるとかいう話やけども、これもちろた資料の中のどこやっけな、[]にはこんなんないやん。あんた全部やってますって胸張って言うたけど、そこのどこに入ってるんや。受験報告書というのは。ないでしょ。

(清川 高校教育課長)

えっと、[]の年間指導計画、人権教育の年間指導計画の中にはちょっと文字として入っていない。

([])
文字として入っていないということは、ないっちゃうことや。だから、ね、県教委としてやってくださいよって言ってるけども、実際なかなかそこまで、末端のところに行ってるかどうかや。そのことをまた把握してくれな。それが調査でしょ。そういうことを通じて具体的な中身を充実させていただくということにつながっていかないと。やってます言うたから県教委が号令かけたから現場の中でやっているということには必ずしも繋がらないわけや。だからこそ、やってくださいという号令とともに、具体的に実態把握をしてもらう、実態調査をやってもらうということが今大事じゃないんかなと思うんで、ぜひ教育委員会も含めて、やっていただきたいと思います。それから職員の意識調査ってやられた。福井県の。県民意識調査っちゃうのはやってるんやけど、[]でも何回言うても[]行政はやろうとしない。福井県はやられました。

(山口 人権室長)

職員だけをですね、対象にした大規模な調査はしていないのですが、先ほどご紹介した研修会で、研修会終了後ですね、簡単な調査をしています。その都度なんで、対象としては研修を受講した者となります。

()

職員研修を充実していかなあかんということではわかるんですけど、やっぱり少なくとも現在の福井県の職員さんがどういう認識を持っておられるのかということも含めてね、できたらいっぺん調査やっていただけると非常にありがたいなと。そうすると課題見えてくると思うんでね。なかなかやりたがらない、やれば色んな問題が見えてくるからね。しかし、県民意識調査で見えてきた課題ちゅうのと県の職員さんが抱えている課題ちゅうのと基本的に変わらんと思うんですよ。だから、そういうことも含めて、ぜひ職員さんの、あるいは教職員も含めて、研修をやって、意識調査をやっていただいて、それに基づいて、具体的な職員研修を充実していただくと有難いなと。特にあの先ほど言ったインターネット上での全国部落調査とかね、あるいは部落探訪とか様々なインターネット上に部落差別の情報があふれかえっているというね。そんなん多分見てと思うけどね。見てどうしたんかちゅうことが大きな課題になっているんで、ぜひそういうなんで、調査として、県としてやっていただきたいなというふうに思います。

(山口 人権室長)

インターネットの情報につきましては我々も日頃見ておりますし、事業も兼ねてますけども人権センターでも通常みていて、気が付いた時には先ほど申しあげた全国組織がありますので、そちらのほうにその都度上げて、対応を協議するようにしています。それと補足なんですけど、先ほど同和問題について、職員研修の参加者が知らないという私申し上げたかもしれませんが、知らないじゃなくて、なかなか業務の中で同和のことを考える機会が少ないという意味で申し上げたもので、申し訳ありません、知らないという語弊があります。それとあと今年はちょっとチラシのほうで工夫しましたのが、なるべく実体験というか具体的な経験に習うということで、このチラシの裏面ですね、なるべく具体的にわかるようにしています。それから平成27年ですが、実施したアンケート結果ですね、こういったものがありましたということも紹介して、実生活の中でこういう問題があるというのを伝えるようにしているんですけど、なかなか伝わりにくいこともありますので、今年やってるのはなるべく具体的な事例を知っていらっしゃる人を講師として招きまして、実際の体験の話ができるような形で伝わ

る講演ができないかなということで、今年の講師の選定をしております。

()
はい、この辺で時間も押しておりますので、ちょっと3番の()の問題につきましてはちょっと後回しにしまして、4番の公正採用問題につきましてお願いいたします。休憩はしませんので、トイレ行きたい方は行ってください。休憩している間がないように思います。

()
今の、1番から2番の所を整理させて欲しいのだが、去年、おととしくらいから、新しい法律ができたときに、人権室長が一人頑張ってもすむような話じゃないです。僕らが言っているのは、体系化して、それぞれの行動基準をまとめていけるような、法律ができました、条例ができます、それを使って課題を分析して施策、それを評価指標に表して、目標を立てて、こういう事業を、こういう施策、対策をやっていくんだ、その結果こうよくなりましたよという部分と言うのは、それぞれの部署部署で、受け持ちのところで評価できますよね。就職の問題で、今年40数件残っていると、それを来年30件にするには、というふうにKPIを示してもらえれば、その部署の方はそれで十分に仕事をされていく。それが福井県全体の人権をよくするための行動につながっているという、例えばそういうことを、ですから啓発の部分は相当意識されるが、それをどうしていくんだというところが見えない。これはうまく取り組まないと各市町が、福井県よりまだ担当職員も少なく、地域のいろいろな仕事を持つ中で、どう進んでいくのか。この辺りは人権室が中心になって、あらゆる差別を無くするとの観点でも結構だと思います。そういう事業計画、他の事業なら必ず事業計画、何をどうしていくんだ、出せますよね。人権問題についてもそういう点が求められている。全て同じような観点から情報を出されています。思想、理念、熱意、変えていかなければならないと言う強い強い思いがないと実際、行動できません。実際みんなの協力を得てやっていくということを考えると、仕事を行動基準に落としてもらうのが、いいというのが、これから全て必要なのかなと思っていますので、そういう風に理解してもらえると、話し合いもそこにある項目に対して、今年はここをもっとやっていかないといけないじゃないかな、ここの数字が伸びていないということは、こういう対策をせなあかんだらうという、一問一答でわけわからない話になるのではなくて、しっかり成果に結びつくことになるので、深く考えずに、理念は理念、やることはやることと分けていけると思うので、ぜひ来年にはそういうような話し合いができればなと思います。

(山口 人権室長)

今までの説明で補足させていただきますと、基本的に各市町につきましては、県市町との連絡協議会がありますので、担当課の課長に直接来てくれということで、全体の取り組みとして議論をします。例えば事業実施についてもなるべく効果の見えやすい形になるようそこで調整している。県庁内の各課につきましても幹事会で担当課の課長に来ていただき、皆で話し合いをしています。ただ不十分な点については、解放同盟と話し合ってご指摘いただいている。

()
話し合いをしようと言っているのではない。行動を取りまとめてもらう、事業計画、そういったものを取りまとめてもらうのが大きな仕事の1つと考えてもらった方がいいんじゃないかな。そうすると教育啓発、実態調査に全てが繋がっていくので、一度、ご計画下さい。

(山口 人権室長)

市町につきましては年間の事業計画を示していただいて、皆で議論するようにしています。

()
3点、ちょっと取り組みを進めていっていただきたいのですが、教育の関係で、一つは若い先生が増えてきているということで、部落問題そのものに出会ったことのない先生が増えてきていると、そういう先生が部落問題をどう教えていいのか分からない。実際ここにカリキュラムが出てますけれども、リアル感を持って実際部落問題を教えられる先生が非常に少なくなっていると思うんです。その際に県としてどういう教材なりとか、研修の充実というのをどう図っていくのかというのを、県のいろいろな事例を含めて、しっかり市町の教育委員会も含めて対応できるようにしていただきたいのが1点です。2点目は、()ですけれども堺の人権意識調査からも分かってきたんですけれども、最近の若い子が実際に部落にフィールドワークに行ったりとか、部落差別の体験を聞いたことがない、あるいは在日の方のそういう差別体験も聞いたこともないし、会ったこともないという人らが、先程、()からもあったような、インターネットのいわゆるヘイトスピーチ的な、同和発言とか見てたら、簡単に間違った情報に流されてしまうというような、そういう意識調査の結果がでている。いうのは、やっぱりそういうリアルな、実際に差別体験を受けた人たちとの出会いとか、差別の痛みとかいうものを知らない生徒たちがヘイトスピーチ行為に流れてしまうとの結果が出ているので、そういうことも含めてリテラシー

教育とかもやっているということですが、しっかりそういう被差別体験者とのヘイトスピーチ的なインターネット上のいろいろな間違った情報について、先程モニタリングとか、削除要請とか、そういう取り組みと併せて、しっかり教育そのものの中で若い生徒たちにどう伝えていくのか、教育委員会としても取り組んでいっていただきたいというのが2点目です。あと、3点目は、人権の担当部局、部落問題の担当部局は福祉の部局ということですが、ご存じのように社会福祉法が改正されまして、地域福祉にしていこうということでの法律が改正されていると思います。地域福祉の中に[]や部落問題をしっかり、厚生労働省の方から説明が既になされていると思います。しかしながら研修の対象とか見てみたら、福祉関係者に対する研修は全然みられない。はっきり厚生労働省の方も部落問題や、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法なり、しっかり研修するようにということとされていると思うんですが、全然そういう人たちが入っていないということがありましたので、もし、違うのであればそれはそれでいいと思うんですが、研修を福祉関係者にも進めていってもらいたいということと、併せて[]も福井県の中に幾つかあるということですけれども、地域福祉計画の見直しの中で[]の位置づけがどうなっているのかというのを、改めて確認をお願いしたいなと思っています。しっかり、厚生労働省の方は地域福祉計画の中に[]の位置づけをぜひやるとの指導をしていると思いますので、本日の項目には入っていませんけれども、県としても各市町の方と連携とっていただいて、今後、[]がしっかり位置づくように取り組みを進めて行っていただきたいなと思います。3点、確認と要望です。

4 公正採用問題について（労働政策課）

（司会 []）

それでは、4つ目の公正採用につきましてお願いをいたします。

（宮越 労働政策課長）（松田 教育庁教育振興監）

※要求項目4に対する回答読み上げ（座って説明）

（[]）

えっと、[]です。えっと、まずですね、労働政策課の宮越さんがおっしゃった、減少しているというのは、数字の上では1件とか2件減っていることが、数字の上では見えるけれども、これ所詮横ばいじゃないですかね。ま、

かつて福井県は100社を超える、100件を超える違反事例があったことを思えば減ってるわけですけども、減ってる減ってるという認識に立っておられると、あの、見誤ると思います。特に、中ほどに書いてあったんですが、えー、「不適切な事象が減少したことは、担当者の認識が向上している良い影響と考えている」こんなことを言っている県は恐らく無いと思います。で、少なくとも、福井県の44名、あ、43名、これは[REDACTED]よりも遥かに、遥かじゃない、多いです。だから、よその県の事情を知らずにやね、えー、認識が深まってるっとか言ってもらったら、ちょっと困ると思います。そういう認識ではなくて、まだまだ足りないんだという、まあ、一桁とか0に近くなったら、認識深まった影響かな、と評価してもらってもいいと思うけども、そこまでは遥かに満たない。そのことはまず認識してほしいと思います、

それから、二つ目の、言いたいことは、43件のうち不採用が5件となっています。ちなみに去年は44件のうち7件。で、比率にすると、えっと、今年はその11.6%、10%を超えていて、去年は16%ぐらいなの。で、不採用になった人、違反事業所を受験して不採用になった比率、全国の他の件のデータは全部集まってませんけれども、かなり高いです、福井県。少なくとも、[REDACTED]より遥かに高い。だから、不適切な質問を受けて不採用になってるとするのは非常に深刻だと思うので、この5件とか去年の7件の件、聞いたかどうかかわからないんですけども、何、どんな違反があったかを分析されているんですかね。これが二つ目です。

それから、推進委員の設置事業所については、これ、福井労働局から嘘の報告を受けているか、或いはよく分からないですけども、福井県で30人以上の事業所はこんなに無いですよ。1,691社って書いてあるけども、30人以上全部合わせても1,691社にならないんじゃないかと思います。これは私が厚労省のデータにより加工して言っているんで、あの、厚労省のデータが間違っているか、福井県は福井労働局から嘘の報告を受けているかどうかなので、数字の確認をしてほしい。

それから、高校生について教育委員会の松田さんがおっしゃった件ですけども、先程[REDACTED]も指摘したように、各学校の人権教育の計画を出してくださいと言った時に、[REDACTED]は、計画表を見たけれども、その、受験報告書に対する周知を生徒にやってる形跡が無い。これはえっと、計画として出されているのですが、実績として出してほしい。えっともう一つの学校は、実績として、その、実績表が出ているんですけども、[REDACTED]については全く違った人権課題を取り上げた実績表が出ている。従って、これ、各学校で本当に、この、生徒たちに受験報告書の取り組みが周知されているのか、徹底させてほしいな、と思います。

で、それと関連してですけども、教育に関して言うと、今年、今年度、えっと、

というのが、確か福井県で1月か2月に開催されるんじゃないですかね。教育委員会やったかな。そこで、福井県は一生懸命人権課題に取り組んでるとおっしゃっているんだから、部落問題に関する実践報告、研究報告をの中で、やられたらどうかですね、これ。是非、そこは進めてほしいなと思います。以上です。

(宮越 労働政策課長)

はい、今ご質問3点いただきまして、先に3点目から答えさせていただきます。福井労働局から推進委員を設置している企業1,691のうち30人未満の企業が、373含まれておりまして、30人以上の事業所ですと、1,318というふうに報告を受けております。

()

あー、分かりました。

(宮越 労働政策課長)

はい。それから、不適切な質問の内容でございますが、43件で延べ72の不適切な質問を受けているようでして、一番多いのが、家族の状況についての質問、それから2つ目が、短所、喫煙をしているかどうか…

()

それを聞いているんじゃない。不採用になった、7人に対する、5人や、7人がどんな質問を受けて落ちたのか、不採用になったのか、という分析をされているのかと聞いているんです。

(宮越 労働政策課長)

申し訳ありません。不採用になった5人について、どのような質問を受けて、受けた人も不採用になったかという状況については把握しておりません。

()

大事なこと。

()

要するに、これ、不適切な質問があつて、少なくともその、会社からね、「具合悪いでっせ」って、「問題でっせ」って指導行つてんねやろ。指導行つてはつて、そして、いやこの子、ほな、不採用でんねんというふうに、まあまあ、例え

ばどっちが早いのか遅いのか分かりませんよ。言いに行った段階で不採用になったんかと、いうふうに学校が捉まえたら、いやこれからちょっと言いに行くんのやめよかって、なりませんか。例えば、だから少なくとも、こういう事については、しっかりと把握をしとかんとやね、なぜそういうふうになったのか、っていうことも含めてね。で、それは、そっちの仕事じゃないの。学校の仕事か。いや、あなたの仕事なんか、学校の仕事なんか、どこの仕事なん。ごめん。

(宮越 労働政策課長)

今後どういった、あの、不適切な質問が原因で不採用になったかどうか、まあ、本人も、いろんな…

()

違う。まあ、あんたんとこの仕事か、教育委員会の仕事か、まずそこをはっきりしなって。

(宮越 労働政策課長)

当課です。

()

あんたんとこやろ。そやろ。そしたら、あんたんとこやったら、少なくとも、あんたんとこ労働局は調整しながら、その、こういう不適正質問があって、その上で不採用になってるわけやから、その因果関係を解き詰めなあかん。

これは、もうあんたんとこは、もうハローワークにお任せして、うちは関係ないちゅうことに、なってるんやろ。

(宮越 労働政策課長)

いえ、ハローワークとも連携を取りまして、確認するように努めたいと思います。

()

いや、ほんで、行ってるんかいな。行ったんか、あんたんとこ。

(宮越 労働政策課長)

いえ、指導につきましては、労働局のほうで。

〔 〕
任せやろ。ほたら、福井県としてはどうするんや。あんたんとこの仕事やがな。

〔 〕
だから、因果関係があって、不採用でなったという事実があったとしたらな、これは、やっぱり県として一つ大変な問題やで。そうやろ。放置は問題よ、行政としては。そうですか、就職差別ありましたか、て、そんなアホな話じゃないよ。

（宮越 労働政策課長）

まず、因果関係があっての不採用かどうかというのは、どちらの方向になるにしましても、すぐに確認するようにいたします。

〔 〕
あのね、ちょっと、課長ね、これ、実際に違反、所謂、不適切な質問、違反の質問がありました。ね。で、子どもは、えー、結果報告書を持って、そして、帰ってきました。それで、まあ、分かるわけやな。分かるわけやね。そして、その時に、すぐに、ほな、その会社の問題や言うて走らはるのは、どこが走んの。学校が走るのか。所謂ハローワークと一緒に走んのか、あんたんとこが走るのか。県が走るのか。現実問題やでこれ。そのシステムがね。要するに、他の、まあ、例えば私〔 〕やけど、〔 〕と福井と〔 〕と、〔 〕と、全然違うかも分かれへん。だから聞いてんねん。よろしいか。要するに、そういう違反事例があった時に、要するに、学校とハローワークと一緒に走って、そこへ行くって言うふうになってんのか、県も一緒に走って行くって言うふうになってんのか、或いは県が走って行くって言うふうになんのか、その辺はどうなん。

（宮越 労働政策課長）

実態を申し上げますと、ハローワークが行っております。現在は。

〔 〕
学校は、行かへんの。
分からんのか。分からんのか。学校はどうなん。全然、それはもう丸投げか。自分とこ、報告書が上げてきたら、それは点検も何もせへんと、そのまま、どこや、ハローワークに渡すんか。

（清川 高校教育課長）

不適切な質問等があった場合については、学校の方から上がってきまして、そ

れを向こうの方にも問い合わせをしております。

()

とうことは、学校は、単独で走るということは無いねんな。

(清川 高校教育課長)

学校はですね、単独で走りますと、先程ちょっとお話がありました、その、また来年、そのところにかえて、というところもありますので、学校が走るっていうのはちょっと難しい部分もあると思います。

()

だから、やってないねんな、あんたんところは。

(清川 高校教育課長)

はい。

()

やってないやね。ということは、ここへ行ってんねんな。自分とこ上がってきて、自分とこ、どこや、何ていうとこや。

(清川 高校教育課長)

高校教育課です。

()

高校教育課のほう上がってきて、教育課から労働担当のほうに行くわけね。

(清川 高校教育課長)

不適切な質問があったら。

()

それで、こっからハローワーク行くの。で、ハローワークは行きよるというシステムですか。自分とこは、何も行動していない、まあ、繋ぎしているだけの話か。ほんで、その結果、どうやこうやいうのは、不採用になったいうのは、ここへ行くんでしょ。また、ここから上がって来なかったら、自分とこわからへんやん。いや、違うの。うざいこと言うてるん違うねんで。だから、これ、1年後ちゅうか、半年後か知らんけど、全体集まって、まあ、会議をしはった時に、実は

こうでしたああでした、っていうことで終わっているん違う。そら、後で知るわけやろう。で、後でまとめたら、ああ、こうなってるわ。いや、これでは遅いん違う。何が原因で、その、所謂、就職できなかったのかってというのが、ね、今ひょっとして、[REDACTED]言うように、違反事例で何か具合悪いことあるさかいに、いやもうこれ、や、ね、止めとうていうふうになったんか。いや、だから、そこ、ちょっと、もうちょい整理しなあかん。

(宮越 労働政策課長)

ハローワークが調査に入りまして、今回の場合ですけれども、29年度の場合ですけれども、質問したことを認めた企業ってというのが、37事業所のうち、福井県内の事業所が33なんですけれども、そのうち12社が、発言したことを覚えていました。確かにしている、というような回答をした12社を含めまして、33社が全部意図があってそういう質問をしたわけではないと、特に、それが直接の原因で不採用になったのではないという判断はその時点でいたしました。

([REDACTED])
常識的に考えて、聞いてはいけないことを聞いて落としましたっていう事業所ありませんよ。本籍聞いて、或いは、普通本籍聞いて、落としましたなんていう人は、事業所があるはずがない。それをまともにあなたは受け取ったら良くない。事業が言うことを。で、結局、学校の先生は分かると思う。この生徒が落ちる訳がないのに落ちてきた。何が聞かれたかっていうと、家の職業とか親の職業とか、家族構成を聞かれた。そうすると、学校の先生は分かると思う。はあ、ひょっとして。あとは、労働局の人間なんか分かりません。

([REDACTED])
ちょっと待って。えーとね、今、言わはったん、37あって12は認めた。あとは認めてはらへんえんな。言うたかどうかも覚えてはらへん。そんな感じ。そんな感じなん。いや、それを、まあ、あんたどこカウントするわけやな。まあ、カウントしてはるわけや。で、言うたか言うてへんか分からんていうような認識の企業やで。て思わへんか。

(宮越 労働政策課長)

はい。認識がないということ自体は問題だというふうには考えております。

([REDACTED])
そやろ。いや、それってな、非常に重い問題やで。はっきり言うけど。いや、

だから、そんな企業さんですよ。そういう企業にやったら、もっとう、個別でも、まあ指導するなり、あの、学習会を個別に開いてでも、研修受けてもらうなり、なんら、こう対応考えへんかったら、これ、具合悪いん違う、この案件、はっきり言うて。

でね、もう一つ聞くわ。これ、職業安定法、改訂されてん、ね。あの、ご存知やと思いますけれども。所謂、職業安定法第5条の4で言うのは、これ、ご存知やと思いますけれども、これは、我々がやはり、差別事件があった後、その、そういう問題が出てきて、要するに就職差別という問題が非常にクローズアップされてきている。その時に、この13項目でしたかね。13項目の、要するに、ことについて、こういうことは絶対聞いてはいけない、違反ですよと。ね、これは、犯罪ですよ、言うたら。そういう規定を、厚労省から出されているんですよ。ご存知ですか。

(宮越 労働政策課長)

はい。

それってね、そんな企業が、実際、福井県の中で、当たり前のように、家族のこと聞いたり、所謂、どこで生まれたんやとか、家族の状況だし、尊敬する人誰やとか、或いは、所謂女性やったら、スリーサイズが何ぼやとか、もうこんな絶対あきまへんと、罰でっせみたいなのが、13項目に対して、きちっと書かれてるわけですよ。これの啓発ってな、この取り組みっていうのは、これ全然やられてない。所謂、あの、労働の問題として、これ、企業に対して、あの、一遍取ってみはったらええ。それが違反ですよとか、罰則がありますとか、そんな認識をちゃんと、こう持ってはるかいうたら、職業安定法の第5条の4、そしてそれに付け加えて13項目の違反について要項が出された、厚労省の方から。これについてですね、徹底されてない。だからこんな問題起こんねん、毎年。やはり、もっと社会的に、そういう意識、あの、これは差別なんや、ていうことを、やっぱりこの全体的に、こう広めていくような啓発、あるいはそういう取り組み、あるいは意識調査、含めてね、やってください。抜本的にね、取り組まへんかぎりね、こんなの、あの、もぐらたたきみたいに、ポンポンやってるだけでは問題解決しないです。これあの、県の意識調査の中に、この項目、入ってますか。多分、入ってない。こういう違反事例、違反事例のこういう具体的なやつ。ね。入れなさいよ、これ。企業はこんなもん、やったらあかんやろ。人権というものを大事にしやなあかんという、あの、ね、企業の社会的責任、ていうところをしっかりと抑えるんやったら、こんな家族のことを聞いたり、ここに上がってくるよ

うな、毎年毎年同じようなことをやられている、これが差別なんやと、これはしてはいけないことなんやと、いうことの、やはり具体的な取り組みちゅうのをしないかん。ま、その前に、一遍実態、職員のね、方でもいいわ。アンケート取ってください。これええのん違う、迷う、はい、ペけというふうにやったら、これ必ず、今言うてるような、同じような認識が出てきますよ。あんたら担当してる人は、いや、あかんて分かってるやろけども。広がってないんですよ。だから、こんな問題が出てくる。研修でもね、職業安定法第5条の4で、5条の4は言うてくれるけど、具体的な内容は言わへん。あの、どこでもそうや。京都でも、そうや。ね。所謂、企業集めて、そんな、あの研修やりました、やりましたとは言うてくれはるんです、人権について。そやけど、そんな項目は言うてくれるけども、中身を言わへんから、広がらへん。ね。それが、罰則も含めて、あるんやということも、厚労省の通達で出してますから、そこはね、しっかり取り組んでいただきたい。よろしいですか。これ、やりや、ほんまに。ここで、言いっぱなしや、終わって、僕の場合、帰らしてほしい時やから、あの、そうはいかへんで、なあ、委員長、なあ、はい。

(宮越 労働政策課長)

公正採用に関するセミナーを労働局と県とで年10回開催しておりまして、その時に用いていますリーフレットの一番最初にも、労働安定法の5条内、5条の13項目について、一番最初に挙げておりまして…

()

小さい、小さいやろ。

(宮越 労働政策課長)

まあ、これについて、そしてまた、なぜそれを、そういう質問をしてはいけないのか、ということも伝えてきたつもりではありますが、先程ご指摘がありましたように、1件減ったとか、まあほぼ横ばいというのが事実でございまして、先程お話もありましたけども、今後、具体的に、ゼロにしないといけないということなんですけれども、あの、セミナー、毎年やっていると、推進員の方とかも、なかなか…。

()

セミナーの出席率、どうなってるの。

(宮越 労働政策課長)

セミナーにつきましては、10回で666社、約40%ぐらいです。

()

4割。残り6割はどうするんや。

(宮越 労働政策課長)

6割につきましては、放っておくというわけではありませんけれども、まあ、福井県内の場合、定期的に学卒採用しているのが、だいたいそれで網羅されているのではないかというふうには考えております。666社が学卒採用、あとはもう、事業所、4万近くありますけれども、ほとんどが10、一桁の事業所とかつていうのもかなりありまして、定期的に採用していない事業所もあるのではないかというふうに思います。

()

あのね、ちょっと一点だけ、僕も今日はちょっと気になること、あってね。家庭状況等で、多いわけやな、不適切な質問の中に。家庭状況っていうのは正にね、従来、まあ、我々も若い時にね、部落差別を理由に就職の機会均等から排除されてきたという状況の中で、面接で一番聞かれる事項なんですよ、実は。本籍地とか、地域っていうのは、調べれば分かるわけや。ぶっちゃけた話ね。ほんで、家庭状況が一番聞かれたわけや。部落の人が就職試験受けに行ったら。で、それでも不採用になったということがあるわけね。

で、もう一点、やっぱりこうハローワークもそやし、皆さんもそやけど、何度も何度もこういうこと繰り返し、啓発してきてると思うし、これなかなか具体的にできてるわけよ。ところが、さっき聞いたたら、ちょっとあの、記憶にないとか、うっかりとしたみたいな話返ってくるやろ。これ、担当者としてはね、確信犯とちゃうかいう所から攻めていかなかんところ、やっぱりある。この企業は確信犯やと。分かってやっとなと。で、しかも不採用5件あった中にはね、正にこのことが原因で不採用になったんと違うかという視点をね、担当者自身は持たなあかんで。それで初めてね、指導できる話や。そなん覚えてへんわ言うたら、あ、そうですか、て帰ってきて、そなん関係ないですよって、あ、そうですかって、そなん指導にも何にもなれへん。やっぱ、こう分かってやってる確信犯や。ひょっとしたら、そのことが原因で、不採用にされてんちゃうかという、こんな意識を担当者自身が持つ必要あるで。で、そういう意識で、そういう姿勢で、ハローワークとも話せなあかんし、企業のね、指導もやってかなあかん。そうですかって、あまりにもね、僕は、善良言うたら善良なんええけども、それではあかん

なと思うてるんやで。そういう視点、大事やで。

()

もっとリアル感持たなあかん、担当として。もし自分の息子とか、子どもさんが、そういう慣行でとか、それぐらい家庭とかいう理由で、もし不採用に、今ここにお座りになられてる方のご子息とかが、もしそういうふうに、そういうことを理由で、不採用になった時に、どう思うんですか。自分の子どもやったら、どう思うんですか。そういう思いで取り組むべきではないんですか。それは分かりませんとか、聞いてませんとか、そんなこと簡単に言えるんですか、自分の子どもやったら。言われへんでしょ。そういう思いをしっかりと持ってくださいよ。単に数字で、数合わせで、あの、聞きました、ヒアリングしました、不十分で分かりません。そんなんでさ、あの、その背後に心配してる家族とかの無念の思いは、その企業とかにしっかりと伝わって、それは返して、ちゃんと伝わっていくんですか。他人事やないんでしょ。県民のためにお宅ら仕事やってんちゃいますの。もうちょっとそんな涼しいことじゃなくて、リアル感持って、その当事者の思いに寄り添ってやるような行政、進めてください。

(宮越 労働政策課長)

はい、この実態把握の調査の方法の見直しも含めまして、やり方そのものを少し検討させていただきたいと思います。

()

これ、福井は、要するに、県として、具体的に福井県としての、仕事、就労の、求職、求人とかね、具体的な取り組みちゅうのは、あの、就職支援してくような取り組みは、あるの。ハローワークだけか。

(宮越 労働政策課長)

若者たちの就職支援のための若者就職支援センターというものとか、それからサポートステーションという、雇用対策のほうなんですけども、はい、そういう施設はあります。

()

そこを通して就職もする場合があるの。それやったら、例えば、結果報告書をね、あの、書いてもらうなり、出してもらうなり。というの、今、高校生だけやろ。一般の人、そういう所あんなやったら、県がやってはんねやったら、要するに、結果報告書書いていただいてね、で、そういう違反事例が実際どうなの

って。高校生のやつばかり、これ今出てるけど、じゃないと思うねん。沢山、あの、一般の人も、えー、要するに、就職される場合があって、面接があったりするんでね。もしそういう人も、あの、しっかり結果報告書を書いていただいて、まあ様式がないんやったら作ってもろて、そういうことをやはり、あの、ちゃんと見てね、問題あったら指導するっていうような、そんな取り組みを、やっぱりやってほしいなと思うんやけども。どうでしょ。

(宮越 労働政策課長)

今現在は、その都度その都度、面接の状況の確認はしておりますけれども、それをまとめているようなことはしておりませんので、それにつきましても、まあ、ちょっと決まった様式、高校生ののに倣ったような様式で、少し把握していこうと思います。

()

そうせんと、もしそこで問題起こったら、今度は自分らが行かなあかんやん。

(宮越 労働政策課長)

はい。

()

その人に寄り添ってな、ていうふうに思うし、やっぱり、ちゃんと企業がしっかり、あの、ね、面接の時に、しっかりやってもらうっていうことが大事やし、もしそういう間違った、あの、ね、形で面談がされてるっていうんやったら、やっぱりそれは是正してもらう、まあそういう取り組みをね、これは高校生の取り組みを倣って、それ広めていくっていうのは必要やし、ね、まあ大学なんかでもそやけども、ちょっとずつでもいいからね、取り組んでいただきたいなと思うんです。よろしく。

()

37事業所のうち、この推進委員は全部なっとるの。

(宮越 労働政策課長)

事業所数は37のうち推進委員を設置しているのは28事業所です。

()

そうすると、前、さっき言うたな、1,691事業所のうち、4割くらいしか

行っていないんやろ。研修には参加していないんやろ。で、それではおかしいやないかい言うたら、いや、大体求人出してくれるのはこれぐらいなんで、ええんやちゅう話やったやん。これ全然違うやないか。少なくとも、これ、37事業所のうち、今言うたように、全部が全部入っていないわけや。すると、まず、これ入れなあかんわけやろ。更に、入っている中で、推進委員を設置している中で、研修を全部受けてるんか。

(宮越 労働政策課長)

研修を受けている事業所は[]のうちの[]

([])

これ、だから、10社は受けてないちゅうことやがな。そうすると、少なくとも、これ、福井県として、福井県として、この推進委員の研修を、これはどうしていくのかちゅうことを公式に示さなあかんやん。これはもう、ハローワーク任せ、国の制度やから、これはもう労働局にお任せするんやと、いう立場をとるのか、いや、これは、行政的には、どう、ハローワークかわからんけども、少なくとも、福井県民がここで就職して、様々な、問題が起きてくるわけやから、福井県行政としての、この推進委員の設置企業に対する研修に、責任をもって対応していくのか、そのスタンスはどうなの。

(宮越 労働政策課長)

推進員を設置している、していないに関わらず、企業に対して…。

([])

そんな、抽象的なこと、設置しているところや。まずしているところが、研修受けてないわけやろ。まず、推進員を設置しているところに対して、100%研修するためにはどないするんか。これは福井県として、福井県行政としてやるのか。それとも、いやこれは国のハローワークの仕事やから、うちは関係ないんやとの立場をとるのか、どっちかって聞いている。

(宮越 労働政策課長)

関係ないとは思っていません。

([])

あんたんところが責任を持ってやらなあかんわけやろ。具体的にどうするんや。そのことが、部落差別解消推進法の教育、啓発の具体化に繋がるんちゃうの。

学校現場だけの教育や啓発があそこの第5条に言われているんちゃうんやで。企業に対する教育、啓発も課題ちゃうの。そしたら、福井県行政としてどないするんや。

(宮越 労働政策課長)

先程、おっしゃっていたように、企業の社会的責務を高めるというのが県の大きな役割でありますので、今、人権の問題、障害者、高齢者、女性といろいろなセミナーの機会がございますので、そういったときにもう少し推進員に対する…

()
いや、具体的にどうするんやと聞いている。そんなんで、まず少なくとも、あんたんところで、1,691事業所のうち、どこが来ていないかを把握しているんか。それがなかったら、具体的に、行っていないところに行かそうとする具体的な取り組みやらなあかんでしょう。だから、具体的に方針を出さなあかんわけや。そういう情報が入る仕組みが出来ているんか。出来てるの。あんたんところは、1,691事業所のうち、何社が来ていて、何社が来ていないか、来ていない事業所はどこなのかということは、把握できているのかどうかや、まず。

(宮越 労働政策課長)

できていません。

()
できてなかったら、具体的に福井県がやろうと思ったって、できひんやってこと。そしたら、少なくともその情報を労働局と共有するための仕組みをつくらなあかんやんか。まずそこからスタートやんか。その上で福井県行政として、研修に1回も来ていないところについては、具体的な通知も含めながら、機会を提供して研修させなんだら、こんなのいつまでたったって、できひんで。これは、福井県だけじゃなくて全国共通の課題や、()でも課題や。だからより具体的に分析して、分析をより緻密にしなかったら、そんなの回復できひんわけよ。抽象的なやり方では回復しない。だからより具体的なデータを取って、そして具体的にアプローチしていかなかったら解決しないと思いますよ。だからぜひとも福井県行政として、主体性を持って、労働局じゃなくて、福井県行政として主体性を持って企業に対する啓発をやって下さい。そのための仕組みを作して下さい。

(宮越 労働政策課長)

今の話を受けて、来年のこの場では報告できるようにしていきたい。

([REDACTED])

来年も来ますから。

閉 会

(司会 [REDACTED])

私のいただいている時間は3時45分までで打ち切らせていただきたいと思います。ですが、最後に [REDACTED] に言っていただいたように、県行政全体が部落差別解消推進法をきちんと理解をされてないんじゃないかなというふうに、私司会をさせていただいて思いました。いろんな部署で部落差別解消推進法をもう少し勉強していただいて、来年、これ去年も同じ項目を質問していたと思いますが、今年も同じ質問なんです。時間が足りないというような状況では、来年は1時から始まって、6時くらいまで、座っておられますかね。そういうようにしないと、一つずつできません。ま、私司会者が要らんことを言いましたが、最後の、県の方、同盟の方、あいさつをお願いしたいと思いますけれども、総括の締めといたしまして、部落解放同盟中央本部 [REDACTED] の方からお願いします。

([REDACTED])

どうも、大変ごくろう様でした。最後にまとめのような話だったんですが、今日は、従来から継続している課題も中心になったわけですが、特に私たちが皆さんに問うているのは、部落差別解消推進法ができて、福井県として主体的にどういう考えを持っているのか。そして具体的に何を取り組もうとしているのか。ということを一貫して問うているわけです。そういうことをしっかりともう一度庁内でも議論していただいて、また、どっかの機会でそういう方針をしっかりと我々にも議論する機会を与えていただきたいと思います。とりわけ今日は、他の県よりも具体的な提案とか話を多く出したと思うので、参考になるところはしっかり参考にしていただきたいと思います。最後になりますけれども、いろんな資料見ますと、福井県は幸福度日本一ですね。こないだも、しあわせ元気という国体をやりまして、僕はやっぱり部落差別だけではないんですが、差別の問題、人権の問題をそのまま置いておいて、福井県は日本一幸せな県やということはある得ないわけですね。特に様々な数値から、ちゃんとそういう評価を受けていると思うんですが、実はそういう数値に残らない課題、問題が差別の問題なんやと、実はそのことが一番県民の生活の根底に関わる問題なんやということを意識して

いただいて、これからも具体的な行動を心からお願いしまして、簡単ですがあいさつとします。ご苦労様です。

(司会 [REDACTED])

ありがとうございました。それでは福井県の方、お願いします。

(北 嶺南振興局長)

本日は長時間にわたり真にありがとうございました。今日、本当に熱心に具体的なご意見一杯いただきましたので、自分の問題として真摯に捉えまして、努力していきたいと思っておりますので、また今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。簡単でありますけど、閉会のあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

(司会 [REDACTED])

それでは、最後に解放同盟の [REDACTED] からお願いします。

[REDACTED]
長い間、遅くまでどうも申し訳ないです。時間がないので短答に言いたいです。が、ちょっと宿題みたいな形で、若い先生方の指導とか研修とか、それから [REDACTED] の問題、地域福祉の担当者の方々に、最後は労働行政の方にいろいろな宿題みたいな形で残ってますけど、これも皆さん忘れずにぜひ頑張ってやっていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。お疲れさんでした。

(司会 [REDACTED])

ありがとうございました。それでは平成30年度の懇談会をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

2019年9月5日

福井県知事

杉本 達治 殿

部落解放同盟福井県連合会



人権問題についての懇談会の申し入れ

貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

常日頃より部落問題・人権問題に対して鋭意ご努力賜り深く敬意を表する次第であります。さて、「部落差別解消推進法」が制定され、2年余が経過いたしました。全国の各自治体では具体化に向けてさまざまな取り組みがなされています。

しかしながら、インターネット上に書き込まれる部落問題についての誤った情報が氾濫し、拡散されています。他方、でのに見られるように、地域社会に存在する部落差別も根強く厳しいものがあります。このような状況を放置させないために問題決の道筋を県民に示していくべきであると考えます。

つきましては、課題解決に向けて、より良い方向を目指すために、下記の日程で懇談会を開催したいと存じます。

公私とも、ご多忙の折とは存じますが宜しくお願いします。

記

日時 2019年10月18日(金) 午後1時より

場所 福井県若狭学習センター

懇談内容は別紙

以上

2019年度 部落問題解決に向けた福井県への要求事項

2019年10月18日

部落解放同盟福井県連合会

1 部落差別解消推進法に基づく取組みの具体化について

部落問題の解消に向けた取組みを推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることの規定を定めた「部落差別解消推進法」に基づいた取組みの具体策について県の考えを明らかにされたい。また県内全市町の条例制定を目指した指導等にも取り組まされたい。

2 「人権教育・啓発推進法」関係について

- ① 人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。全市町の2019年度の人権施策推進計画に基づく実施具体内容を公表されたい。併せて、部落差別問題を取り上げた啓発活動の事例の少なさ（形骸化の危惧）を指摘しているが、その対策と今後の指導について県の考えを明らかにされたい。
- ② 各市町及び県で構成する人権啓発・教育連絡協議会の活動内容と成果を明らかにされたい。
- ③ 県人権センター2018年度の活動内容や相談件数など実績を明らかにされたい。また人権問題や部落差別問題などの啓発事業について地域福祉課との連携はどのように行われているのか。
- ④ 学校（義務・高校）における人権教育の内容（2019年度年間実施計画）を明らかにされたい。また人権教育の授業実践例、部落差別問題に関わる実践例、嶺北地域のものを含め示されたい（5～6事例）
- ⑤ 教職員の部落差別の認識の低下がみられるのではないかと。認識に対するアンケート調査の実施が必要でないか。

3 〇〇における差別事件について

- ① 〇〇での差別発言事件は、今日まで〇〇の人権教育・啓発等施策がほとんど取り組まれてこなかった結果である。今後、〇〇がこの問題の解決に向けて取り組むべき課題は多岐にわたる。一昨年来、県の後押しもあって〇〇において人権啓発の推進体制の整備がなされ、具体的な活動に向けたスタートが切られている。今後実践を通じた課題対応や改善への主体的な取組みが推進さ

れるよう、県はこれまで以上に強い指導性を発揮し、 と連携した取り組みを進められたい。

- ・ での実行力ある人権啓発推進体制の整備～実践の取り組み～推進体制の確立
- ・ 学校での人権教育の充実
- ・ 企業内での人権啓発の推進 以上について の具体的な取り組み方針と県の関わりを明らかにされたい。

- ② 福井県及び の取り組みの経過を明らかにされたい。(H30 年度年間実施報告 R1 年度年間計画の提出)

4 公正採用問題について

- ① 平成 30 年度の不適切事象の件数並びに、それに伴う労働局など関係機関が行なう違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。(公正採用指導員の活動内容含む) 併せて不適切事象の起こる要因(なぜ起きるのか)と具体的な対策内容を公表されたい。
- ② 県内で公正採用選考人権啓発推進員を置いている企業数を明らかにされたい。また設置されていない企業への対策は。

5 身元調査問題について

差別身元調査につながる戸籍等の不正取得を防止するための「本人通知制度」の実施は全国的に広がっている。一日も早い本人通知制度(事前登録型)の導入と相談体制の確立が求められる。福井県内自治体も積極的に取り組まれるよう県は指導されたい。(昨年度の回答で県は市町に対して導入の検討を依頼されているが、その後どのように進展しているのか。市町村の裁量にどのように働きかけられるのか具体的な県の考えを明らかにされたい。また施行がスタートしている高浜町での課題と対応の様子について明らかにされたい。)

6 人権意識調査の結果分析と活用(施策への反映)について

部落差別解消推進法の制定を受けて、県独自の取り組みが求められている(方針と実践)。県が 27 年度に実施された人権意識調査の

分析結果を含め、今後の課題と施策への反映など対応策について明らかにされたい。

7 [redacted]の開発事業について

[redacted]はどうなっていますか。

8 [redacted]について

[redacted]、これら3ヶ所の問題点は冬期の北からの強い波浪に関係しており、総合的に捉えた対策が急務である。(問題改善のため消波ブロックの設置を要望) 原因究明の調査結果と対策方針について明らかにされたい。